令和5年第1回定例会 総務企画委員会説明資料 (議案関係)

1	令和4年度最	終補正予算について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	令和5年度当	初予算について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
3	第 25 号議案	茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	5
4	第 26 号議案	茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・	6
5	第 42 另議 案	包括外部監査契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7

令和5年3月14日

総 務 部

総務企画委員会説明資料

総務部

1 令和4年度最終補正予算

(1) 補正の考え方

- 新型コロナウイルス感染症対策として、第8波にかかる病床確保や公費負担、 事業費確定による国補助金の返還に伴う感染症予防医療法施行事業の増や国補助 金の追加交付によるいば旅あんしん割事業の増等を計上。
- 国からの内示額の確定等に伴う公共事業の増や高病原性鳥インフルエンザ対応 による家畜伝染病予防事業の増、税収増に伴う市町村への税交付金等の増などの 補正を行うとともに、県税・地方譲与税の増、繰入金の減等に伴う歳入の補正を 実施。
- 令和5年度当初予算での取崩し及び今後の地方交付税の精算による減額に備 えるため、財政調整基金を積み増し。

(2)補正予算の規模

一般会計 + 2 9 8 億円 補正後予算規模 1 兆 3, 9 3 2 億円 (前年度同期比 ▲ 5. 7 %)

(参考) 県債残高の状況

通常県債の残高 (R5末見込み) 1兆1, 458億円(R4末比 ▲ 47億円) 特例的県債の残高(") 9, 248億円(" ▲419億円) 合 計 (") 2兆 706億円(" ▲466億円) R4末通常県債残高は、経済対策により前年度比+71億円の見込み

2 令和5年度当初予算

(1) 予算編成の基本的な考え方

- 今回の予算編成に当たっては、「活力があり、県民が日本一幸せな県」の実現 に向け、
 - ・力強い産業の創出とゆとりある暮らしを育む「新しい豊かさ」へのチャレンジ
 - ・医療、福祉、治安、防災など県民の命を守る生活基盤を築く「新しい安心安全」 へのチャレンジ
 - ・茨城の未来をつくる「人財」を育て、日本一子どもを産み育てやすい県を目指 す「新しい人財育成」へのチャレンジ
 - ・将来にわたって夢や希望を描ける県とするため、県内外から選ばれる、魅力ある茨城(IBARAKI)づくりを推進する「新しい夢・希望」へのチャレンジの「4つのチャレンジ」を加速することを基本的な考えとした。
- ウィズコロナ・ポストコロナ時代の「新しい茨城」づくりへ挑戦するため、グローバルな視点と挑戦の気概を持ち、施策を計画・実行するとともに茨城の潜在能力を最大限引き出し、未来を見据えた施策を推進することとした。

(2) 当初予算の規模

一般会計 1兆2,922億円(前年度比 +0.8%)*新型コロナウイルス感染症関連分を除いた場合 +5.3%

(3) 主な歳入の状況

① 県税 4,268億円(前年度比 +287億円 + 7.2%) (地方消費税清算後 4,764億円(" +269億円 + 6.0%)

② 地方交付税 1,964億円(" ▲ 3億円 ▲ 0.2%)

③ 国庫支出金 1,647億円(" ▲459億円 ▲21.8%)

④ 県債 839億円 (" ▲109億円 ▲11.5%)

⑤ 諸収入 1, 423億円(" + 5億円 + 0.3%)

※地方財政計画(通常分)における一般財源総額

7,456億円(前年度比 +177億円 + 2.4%)

(4) 主な歳出の状況

①義務的経費 4,890億円(前年度比 + 72億円 + 1.5%)

· 人件費 2,991億円 (" ▲ 89億円 ▲ 2.9%)

・公債費 1,623億円 (" +163億円 +11.2%)

·扶助費 276億円 (" ▲ 2億円 ▲ 0.8%)

(社会保障関係費 1,664億円("+37億円+2.3%)

②投資的経費 1,462億円(" + 80億円 + 5.8%)

③一般行政費 4,664億円(″ ▲282億円 ▲ 5.7%)

(参考)公共事業(特別会計、企業会計含む)

1,089億円(" + 45億円 + 4.3%)

・国補公共事業 819億円 (" + 39億円 + 5.0%)

・県単公共事業 270億円 (" + 6億円 + 2.4%)

総務企画委員会説明資料 (議案関係)

総務部 人事課

項目

茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例【一部改正】

1 改正の理由

茨城県退職手当基金を設置するため、所要の改正を行う。

<背景・必要性>

令和5年度から定年年齢を2年に1歳ずつ段階的に引き上げることにより、 1年おきに定年退職者の人数が大きく増減することに伴い、退職手当の支給額 も1年おきに大幅に増減することが見込まれること等を踏まえ、基金を活用し て年度間の財源調整等を行う。

2 内容

茨城県退職手当基金を設置する。

【退職手当基金の概要】

職員の退職に伴う退職手当の支給に必要な財源を確保し、将来にわたる県財政の健全な運営に資するため、知事が必要と認めた額を積み立てるもの

R5 積立額 約 79 億円【R5 年度当初予算】

3 効果・影響

年度間の財源調整を行うことで、財政運営の安定化を図ることができる。

4 施行日

令和5年4月1日

5 参考事項

〇年度中に 60 歳に到達する職員のうち、翌年度以降も勤務継続すると想定する職員の割合 (職員への意向調査結果)

知事部局:70%、教育庁:68%、警察本部:42%

○他県の基金設置状況

設置済みまたは新設見込:41 道府県

○定年引上げに係る「地方公務員法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」は、令和4年第3回定例会で可決成立し、令和5年4月1日に施行

総務企画委員会説明資料 (議案関係)

総務部 財政課

項目

茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例【一部改正】

1 改正の理由

県が処理する事務に係る手数料について、法律の施行等に伴い、必要な事項を 改正するもの

2 内容

- (1)委託単価の引下げに伴う介護支援専門員実務研修受講試験手数料等の見直し (主なもの)
 - 介護支援専門員実務研修受講試験手数料9,800 円 → 9,400 円
- (2) 建築基準法の一部改正に伴う手数料の新設等 (主なもの)
 - ・建築物の容積率の特例認定申請手数料 27,000円
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の改正等に伴う手数料の 算定方法の追加、規定の整理等
- (4) その他所要の改正
- 3 施行日
 - (1) (2) 令和5年4月1日
 - (3) (4) 公布の日

総務企画委員会説明資料 (議案関係)

総務部 出資団体指導·行政監察室

項目

包括外部監査契約の締結について

1 予算額

16,500千円

2 現況·課題

- (1) 地方自治法に基づき、平成11年4月から、県の組織に属さない外部監査人が、特定のテー マを定め、県の財務等について毎年度監査を行うことが義務付けられている。
- (2) 外部監査人の資格は、弁護士、公認会計士、監査等実務精通者又は税理士とされている (地方自治法第252条の28①・②)。
- (3) 同一の外部監査人とは連続して4回契約することができない(地方自治法第252条の36④)。

3 必要性・ねらい

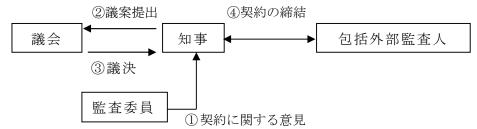
外部監査制度は、地方分権の推進に伴い、地方公共団体の行政の適正な運営を確保する必要 があるため、以下の観点から設けられた。

- ・地方公共団体の監査機能の専門性、独立性の強化
- ・地方公共団体の監査機能に対する住民の信頼性の確保

4 内容

地方自治法の規定に基づき、公認会計士 小笠原隆氏と包括外部監査契約を締結しようとす るものである。

[包括外部監査契約のフロー]



5 参考事項

○契約

H11~H13 公認会計士 衣笠 秀夫

H14~H16 税 理 士 安 四郎 H17~H19 公認会計士 今野 利明 H18 公認会計士登録

H20~H22 税 理 士 池谷 達郎

H23~H25 公認会計士 小林 保弘

H26~H28 税 理 士 池田 雄一

H29~R1 公認会計士 蛭田 清人 R2·R3 税 理 士 坂本 和重

R 4 公認会計士 小笠原 隆

○小笠原隆氏経歴

H15~H29 新日本監査法人

(現・EY新日本有限責任監査法人)

H23 県包括外部監査補助者

H29 小笠原隆公認会計士事務所開設、税理士登録

○監査テーマ

- R2 教育委員会に係る財務事務の執行及び事業の管理について
- R3 債権(県税に係るものを除く。)の管理に関する財務事務の執行について
- R 4 水道事業における財産の維持管理等に関する財務事務の執行及び経営管理について

資料1一1別冊

令和5年第1回定例会 総務企画委員会説明資料 (条例新旧対照表)

1	第 25 号議案	茨城県資金積立基金条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	2
2	第 26 号議案	茨城県手数料徴収条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	3

令和5年3月14日

総 務 部

茨城県資金積立基金条例新旧対照表

改正案			現行			
別表			,	別表		
名称	目的及び積立ての額	処分		名称	目的及び積立ての額	処分
茨城県カーボンニュートラル産業 拠点創出推進基金	脱炭素社会(地球温 暖化対策の推進に関する法律(平成10年法 律第117号)第2条の 2に規定する脱炭同句 会を対う。以する支援 会を実現に資産を を行うめの事でると を行うめの事でると を を を の を 行うめの事で を を の を の を を の を の を の を の を の を の を	脱炭素社会の実 現に資する取組を 行う企業を支援す るための事業に充 する経費に充てる とき。		茨 城 県 カー ボンニュートラル産業拠点創出推進基金	脱炭素社会(地球温 暖化対策の推進に サる法律(平成10年法 律第117号)第2条の 2に規定する脱炭電 会を実力を 一次で 会を実現に 資をを で を で を で の 変 を で の ま で を り 。 没 を り 。 没 を と の と を と を と の の の と を と の の の と の と	脱炭素社会の実 現に資する取組を 行う企業を支援す るための事業に充 する経費に充てる とき。
茨城県退職手当基金	職員の退職に伴う退職手当の支給に必要な財源を確保し、将来にわたる県財政の健全な運営に資するため、知事が必要と認めた金額を基金に積み立てる。	退職手当の支給に 要する経費に充てる とき。		(新設)		

茨城県手数料徴収条例新旧対照表

(指定試験機関等への手数料の納付等)

第3条 (略)

2 (略)

3 別表第5の3の2の3の項指定試験機関等の欄に掲げる者は、第 1項の規定により納められた手数料のうち1件につき1.400円を、 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の11第1項の規定に より知事が介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務 のうち試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関するものを行 わせることとした者(第5項において「試験問題作成機関」という。) に納めなければならない。

改正案

4 • 5 (略)

第4条~第7条 (略)

別表第1(第2条第1項関係)

事務	名称	金額
428 建築基準 法第52条第6項 第3号の規定に 基づく建築物の 容積率に関する 特例の認定の申 請に対する審査	建築物の容積率の 特例認定申請手数 料	27,000 円
428 <u>の2</u> 建築基 準法第 52 条第	建築物の容積率の 特例許可申請手数	160,000 円

現行

(指定試験機関等への手数料の納付等) 第3条 (略)

2 (略)

3 別表第5の3の2の3の項指定試験機関等の欄に掲げる者は,第 1項の規定により納められた手数料のうち1件につき1.800円を, 介護保険法(平成9年法律第123号)第69条の11第1項の規定に より知事が介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務 のうち試験の問題の作成及び合格の基準の設定に関するものを行 わせることとした者(第5項において「試験問題作成機関」という。)

4 · 5 (略)

第4条~第7条 (略)

別表第1(第2条第1項関係)

に納めなければならない。

事務	名称	金額
(新設)_		
428 建築基 準法第 52 条第	建築物の容積率の 特例許可申請手数	160,000 円

10項,第11項又は第14項の規定に第14項の規定に基本では第20年で表する特例の存储を対する審査	料	
429~431 略		
432 建築基準 法第55条第3項 の規定に基づく 建築物の高さの 特例の許可の申 請に対する審査	建築物の高さの特 例許可申請手数料	160,000 円
432の2 建築基 準法第55条第4 項各号の規定に 基づくでは 基づくの許可の申 請に対する審査	建築物の高さの <u>適</u> 用除外に係る許可 申請手数料	160,000 円
433~434 の 4 略		
434の5 建築基 連法第58条第2 項の規定に基づ く建築物の高可の 申請に対する審 査	高度地区内におけ る建築物の高さの 特例許可申請手数 杜	160,000 円
435~445 の 2 略		
446 建築基準	一団地内に建築等	建築物の数が 1 又

10項,第11項又は第14項の規定に基づく建築物の容積のの許可の申請に対する審	料	
429~431 略		
(新設)		
432 建築基 準法第55条第3 項各号の規定に 基づく建築物の 高さの 許可の申 請に対する審査	建築物の高さの 許可 申請手数料	160,000 円
433~434 の 4 略		
(新設)		
435~445 の 2 略		
446 建築基準	一団地内に建築さ	建築物の数が 1 又

法第86条第1項 の表達を 一すの のことの を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	する1又は2以上の 建築物の特例認定 申請手数料	は 2 である場合にあっては 78,000円, 建築物の数が3 以上である場合にあっては 78,000円に 2 を超える建築物の数に 28,000円に 2 た軽えたる建築物の数に 28,000円で乗じて得た額を加算した額
447 建築 基 2 2 3 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3	既存建築物を前提 として計した 計した設計した 時例 記定 申請 手数料	建築物(<u>建築等する</u> ものに限る。以下で同る の項におがいでででいる いるのににおがってでいる のではおがいでです物の 場合にはおがっない。 合いでは物の 数が2以上でってを が2以上でって超数に 78,000円に1を数に 78,000円に加数に 28,000円を算し でき算した 額
447の2 建築基 準法第 86 条基3 項ののとのことのでは、 を は は は は は は は は は に れ の た り の と り る と を り る と り る り る り る り る り る り る り る り る り	一寸る1又は2以上の する1又は2以上の 建築上の 建築物のたり が内にる建築が が内にない を がりない を がりない を がりない を がりない を がりない を がりない を がりない を がりない を がりない を がりない を がりない を がりない を がりない を がりない を がりない を がりない を がりない は がりない は がりない は が り は が り は が り は が り は が り は が り に が り に が り に が り に が り に が り に が り に り に	建築物の数が 1 又 は 2 である場合に あっては 238,000 円, 建築物の数が 3 以上である場合に あっては 238,000 円に 2 を超える00 円を乗物の数じて 2,000 円を加算した額
447の3 建築基 準法第86条第4 項の規定に出といる マーのの数等に出といる はなすこと る制限の緩和に	既存建築物を前見 としい から りたび りたび りたび 地の 内に び 地の 内に び 地の とし で り り の り り り の り の り の り の り の り に の り に り の に り に り	建築物(建築等する ものに限る。以下こ の項において同 じ。)の数が1であ る場合にあっては 238,000円, 建築物

法第86条第1項の規定を表現のの上級を表現のの上級を表現のの上級を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	れる1又は2以上の 建築物の特例認定 申請手数料	は 2 である場合に あっては 78,000 円, 建築物の数が 3 以上である場合に あっては 78,000 円 に 2 を超える建築 物の数に 28,000 円 を乗じて得た額を 加算した額
447 建築第2 2 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4 3 4	既存建築物を前提 とした設計した建設 を を を は い の 時 例 認 定 申 請 り 記 定 申 制 記 定 申 り 記 定 申 り 記 定 申 り の の の の の の の の の の の の の の の の の の	建築物(<u>既</u> 。いて産業下ででは、 を除す。いてででは、 の項に、 の項に、 のが、では、 のが、では、 でいる場ののは、 でのというでは、 でのというでは、 でのというでは、 でのというでは、 でのというでは、 でのは、 でいる。 はい、 でいる。 でい。 でいる。 でい。 でいる。 でい
447の2 建築基 準法 86 条第3 項ののかかでは、 4 本法規規のののでは、 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 4 を 5	一団地内に建築主の 12以上の 2以上及で 地方は2以上及び 地方の特例の空物 の特例の空物 が内にので があったので があったので があったので があったので があったので があったので があったので があったので がある で がのに がある に がのに がった。 は がのに がった。 は がのに がった。 は がった。 は がった。 は がった。 は がった。 は がった。 は がった。 は がった。 は が が が が が が が が が が が が が が が が が が	建築物の数が 1 又は 2 である場合にあっては 238,000円,建築物の数が 3 以上である場合にあっては 238,000円に 2 を超える建築物の数に 28,000円を乗物の乗じて得た額
447の3 建築基 準法第86条第4 項の規規をに出る く一ののと なすこと る制限の 緩和に	既存建築物を前提 として設計した動物の がらの特別とび地を 物のに建築地 がのに建築地 がのと建築物の を建物の を建築物の	建築物(既存建築物 を除く。以下 この項において同 じ。)の数が1であ る場合にあっては 238,000円,建築物

係る建築物の特 例の許可の申請 に対する審査	分の高さ又は容積 率に関する特例許 可申請手数料	の数が 2 以上であ る場合にあっては 238,000円に1を超 える建築物の数に 28,000円を乗じて 得た額を加算した 額
448 86 86 86 87 1 で建築一築物・大学では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京では、東京	一敷地内認定建築物内の建一敷地内の建一敷地外のは一数に変築地の内が上地では、 新窓定建築等地では、 一物にで建築等では、 高手数料	建築建物(物)・ (一) 大学 (本) を
448 の第 986 名 86 名 86 名 86 名 86 名 86 名 86 名 87 定地若内外築認く可等の対域を対した。 3 づ定は建年(第 4 表 2 3 づ定は建年)等の対域を対した。 3 づ定は建年)等の対域を対した。 3 づ定は建築一築関可る 8 表 8 表 8 表 9 表 9 表 9 表 9 表 9 表 9 表 9 表	一敷 生物 大変 生態 地内の は 薬物 外 と で を を を を を を を を を を を を を を を を を を	建築建物(物学) を

係る建築物の特 例の許可の申請 に対する審査	分の高さ又は容積率に関する特例許可申請手数料	の数が 2 以上である場合にあっては 238,000円に1を超 える建築物の数に 28,000円を乗じて 得た額を加算した 額
448 建築基準 法第86条の2に 1項の財産に では では では を を を を を を を を を を を を を を を	一敷地内認定建築 物以外の建築物の 建築認定申 請手数料	建築物(一敷地内認定建築物をを除く。 一敷地内。 で建築物をを除く。 の項においての項においてである。場合の円、以下にじる78,000 円ののが2に円ののでは78,000 乗物のでは78,000 円ののでは78,000 円ののでは78,000 円のの数に28,000 円を数に28,000 円を加りです。
448の2 建築基 建築の2 建築の2 第 26 東京 86 条の2 第 27 東京 27 東 27 東	一敷地内認定建築 物又は 一敷地 内許可建築物以外 の建築物の建築 に関する特 例許可申請手数料	建築物(一敷地内認 定建築物又は 一敷地内許可建築 物を除く。

查		238,000 円に1 を超 える建築物の数に 28,000 円を乗じて 得た額を加算した 額
449~460 の 2 略		
461	優良宅地造成認定 申請手数料	造成 70.00 円、10.00 円、0.1 へりを 10.00 円、0.1 へりを 10.00 円、0.1 へりを 130.000 円、0.1 へりを 130.000 円、0.6 へりを 130.000 円、0.6 へりを 200.000 円、0.6 へりを 270.000 円、0.6 へりを 1 のの以上 1 のの以上 1 のりま 1 のの以上 1 のりま 1
462 租税特別 措置法第28条の 4第3項第6号, 第63条第3項第 6号	優良住宅新築認定 申請手数料	新築住宅の床面積 の合計が 100 平方 メートル以下のと さは 6,200 円, 100 平方メートルを超 え 500 平方メート

查		238,000 円に1 を超 える建築物の数に 28,000 円を乗じて 得た額を加算した 額
449~460 の 2 略		
461	優良宅地造成認定申請手数料	造成 宅地の 面積 が 0.1 ~ 9 を 10,000 円、0.1 ~ 9 を 10,000 円、0.1 ~ 9 タールは 130,000 円、0.3 ~ 9 タールは 130,000 円、0.6 ~ 9 タールル未満の 円、0.6 ~ 9 タールル未満の 円、1 ~ 0 とき 1 ~ 9 クタールル未満の 円、1 ~ 2 を 1 ~ 9 ~ 9 を 1 ~ 9 を 1 ~ 9 を 1 ~ 9 を 1
462 租税特別 措置法第28条の 4第3項第6号, 第63条第3項第 6号若しくは第 68条の69第3	優良住宅新築認定 申請手数料	新築住宅の床面積 の合計が 100 平方 メートル以下のと きは 6,200 円, 100 平方メートルを超 え 500 平方メート

31 条項 く第にの住与るの対 第項く第にの住与るの対 第15 号二条の号住良にでい 第項第すが條給ので 規規新宅かるとにの ののとこの で ののとこの は 可 ののと に ののと に ののと に の の の の の の の の の の の		ル以下のときは 8,600円,500平方 メートルを超え 2,000平方メーキル 以下のと13,000円,2,000 万メートルを超 たカートルを超 に0,000円,10,000 でのとりは 35,000円,10,000 で方メートルを超
する審査		え50,000 平方メートル以下のときは43,000 円,50,000 平方メートルを超えるときは58,000円
463~475 略		
476 が保証 (低進律 1 基連計 1 基連計 1 基連計 1 基連計 1 基連計 1 基準 1 基準 1 基準 1 表示 2 表示	低炭素建築物新築 等計画認定申請手 数料	(1) 素す条に以び「いてす適とが分合録機質に平の促進第1基項い」合を当る対のるは評の進法法では、以次誘ういる合を住のに住関確関成のおり、では、以次誘ういる合を住のに住関で、以び、いてす適とが分合録機質に平して、以び、いてす適とが分合録機質に平してする。

項第6号2第2133第第15号2第31第第6号2第35号2第35号2第第35号2第第35号2第第35号2第第35号2第第35号2第第35号2第35号2		ル以下のときは 8,600円,500平方 メートルを2,000平方メートルをイトル リ下のと300平方メートは 13,000円,2,000平方メートルを超ト ル以下のと10,000平方メートル以下のと10,000平方と10,000平方と10,000平方と50,000平方と50,000平方と50,000平方メきは43,000円,5ルを超えるときは58,000円
463~475 略		
476 都化する条件 1 本化する条件 1 表別 1 表	低炭素建築物新築 等計画認定申請手 数料	(1)素す条に以び「いてす適とが分合合緑機質に平低に第1基項い」合を当る対のるは評の進ます条に以び「いてす適とが分合合緑機質に平都化る第掲下次誘う。る書し証を入めを(保す12年基にこ面です以でっ性生のる年生のに生関確関が、です適とが分合合緑機質に平が、です。

第第る評うで準21す査実の物費(ルの法法15定物費をじも該こ象のに建ギ定準21す査実のこ81項録機以っ第1指関しはネ能築一上(平第第る未能うがに合を住でっ物消関第1指関し限項別に関下て「項定のて登ル判物消に成5項報半定の付りてすのるは工性建下のでるに第規宅関同建下に確業い録ギ定の費関25に建一機下し、いる部場登れ能築系規認務る建一機工性すりに建一機下し、いる部場登れ能築条規認務る以い多定性をじ築条規認務る建一機工性すりに建一機下し、いる部場登れ能築条規認務る以い条寸能に、表別の定検をも築消関ネ能る年第規築消関同た当る対分合録ル判基の定検をも下て条寸能い)基の定検をも築消関ネ能る年第規築消関同た当る対分合録ル判基の定検をも下て条寸能い)基の定検をも築消関ネ能る年第規築消関同た当る対分合録ル判基の定検をも下て

第第る評うで準2寸査実の物費(ルの法法15定物費をじも該こ象のに建ギ定準2寸査実のこ第第名評分で準2寸査実の物費(ルの法法15定物費をじも該こ象のに建ギ定準2寸査実のこれは、10分割 1項録機以つ第1指関しはネ能率一上平第第るネ能うがに合を住でつ物消関第1指関し限項別に住関同建7に確業い段ギ定の費別に成53項録ギ定以付りてすのるは工性建7で確業いのでるに対している。10分割のでのででは、10分割のでででは、10分割のででは、10分割のは、10分割のでは、

同住関の適とが以るは評第る機施に録ギ定た以次「う健条す係ての築適ううをてらる当でアじ宅がに合を住外場登価1指関し限建一機も下項適)築第る規い審基合)申除はエ区該にじ宅がに合を住外場登価1指関し限建一機も下項適)築第る規い審基合)申除はエ区該に対性的です及部に住規定確業い)物費がにのお証め準項築にか以関査受出]次でにかめ定は評し、いるび分あ宅(規認務る又工性交限項が、)る法に基適ど下係」けるにのに応らるのは評し、いるが分あ宅(規認務る又工性交限項が、)る法に基適ど下係」けるにのに応らるのは評し、いるが分あを関して、)物費がにの、と場第規準合う「規とる場あア掲じエ額対談価た当る対住でっ性同定検をもはネ能付る及いと場第規準合う「規とる場あア掲じエ額対談価という。

i.		
	が 1 の単位住 戸(住宅の部戸をいう。以下項をいう。以下項をいう。以下項をいう。以下項をいるの項、次項をでいるのででででである。	が住宅でに、
		き <u>は</u> 17,000円, 2,000平方

	Richard Ri		5,000トとは 5,000トとは 1000トとは 1100日 11
--	--	--	--

エ 認定の対象 が住宅及び住 宅以外の部分 を有する建築	エ 認定の対象 が住宅及び住 宅以外の部分 を有する建築
物である場合 申請に係る建 築物の住宅の 部分につい て、次の(ア)	を有する建築 物である場合 申請に係る建 築物の住宅面 の部分の床面積 (共用部分に
又は(イ)に 掲げる区分に 応じ、当該 (ア)又は (イ)に定め	係る数値を用いない方法に よる場合に あっては、共 用部分の床面
る額に、住宅 以外の部分の 床面積の合計 に応じてうの 規定により算	積を除く。)の 合計に応じて イの規定によ り算出した額 に,住宅以外
出した額を加 算した額 (ア) 建築物の 住宅の部分が	の部分の床面 積の合計に応 じてウの規定 により算出し
1 の単位住戸 を有する場合 アに規定する 額 (イ) 建築物の	た額を加算し た額 ———————————————————————————————————
住宅の部分が 2以上の単位 住戸を有す 場合 単新に 係る建築物の	
住宅の部分の 床面積の合計 に応じてイの 規定により賃	
出した額 (2) 適合証がない場合(建築基準関係規定適合	(2) 適合証がな い場合(建築基 準関係規定適合

	次項, 477
	02030
	<u> 項及び 477</u>
	02040
	項において
	丁性能 基
	準」とい
	う。)による
	場合、当該
	単位住尸の
	床 面 積 が
	200 平方
	メートル未
	満のときは
	28,000 円,
	200 平方
	メートル以
	トのときけ
	上のときは 32,000円
	(イ) 申請に
	係る住宅に
	ついて. 誘
	道基準に適
	<u>寺坐平に過</u> 合している
	かどうかの
	基準が、省
	変年//・, 1 令第 10 条
	第2号イ(2)
	第2号イ(2) 及びロ(2)
	に定める基
	進(以下こ
	の項、次項、
	<u>477 の 2 の</u>
	<u>477 の 2 の</u> 3 の項及び
	<u>3 の頃及び</u> 477 の 2 の
	411020 4 の項にお
	<u>4 の頃にね</u> いて「誘導
	1 1 2 12-
	という。)に
	よる場合 当該単位住
	1 3 該 単位 住

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	11/24
	当該
	単位住戸の
	床 面 積 が
	200 平方
	メートル未
	満のときは
	個のことは 90,000 田
	28,000円,
	200 平方
	メートル以
	上のときは
	32,000 円
	32,000 円 (イ) 申請に
	係る単位住
	戸が2以上
	の場合当
	<u> </u>
	<u> 該単位任尸</u>
	の床面積の
	合計が 300
	平方メート
	ル未満のと
	きは
	57,000 円,
	300 平方
	3 - P 1/17
	上 2.000 平
	<u> 方メートル</u> 未満のとき
	未満のとき いた 00.000
	は 96,000
	$\underline{\mathbb{H}}$, 2,000
	<u>平方メート</u>
	<u>ル 以 上</u>
	5,000 平方
	メートル未

	戸の床面積 <u>が 200 平方</u> メートル未
	満のときは 15,000 円, 200 平 方
	メートル以 <u>上のときは</u> <u>16,000円</u> イ 認定の対象
	が <u>2 以上の単</u> 位住戸を有す る住宅である
	場合 (ア)又 は(イ)に規定 する額
	(ア) 申請に 係る住宅に ついて, 誘 道黒準に適
	合している かどうかの 基準が、性
	能基準による場合 申 請に係る住
	<u>宅の床面積</u> <u>の 合 計 が</u> <u>300</u> 平 方
	メートル未 満のときは 57,000円, 300 平 方
	メートル以 上 2,000 平 方メートル
	未満のとき は 96,000 円 , 2,000
	平方メート ル 以 上

	満のときは 163,000 円, 5,000 平方メート ル以上のと き は 234,000円
	象るの上をの)住積に用にに共面の が場対の単す合に床。部値がよって分別では住合家でも関係では、2年である。 定宅で認定でである。 定宅で認定で、第2年である。 定宅で、第2年である。 定宅で、第2年で、第2年で、第2年で、第2年で、第2年で、第2年で、第2年で、第2年
	合計が 300 平 方 満のととは 57,000 円, 300 平 方 メートルシリー メンートルシリー より、カートルシリー はは、1000 円, カートルシリー はは、1000 円, カートルシリー ないののでする。 1000 円, カートルシリー ないののでする。 1000 円, カートルシリー ないののでする。 1000 円, カートルシリー はいののでする。 1000 円, カートルシリー はいののでする。 1000 円, カートルシリー はいののでする。 1000 円, カートルシリー はいののでする。 1000 円, カートルシリー はいののでする。 1000 円, カートルシリー はいのののでする。 1000 円, カートルシリー はいのののでする。 1000 円, カートルシリー はいのののでする。 1000 円, カートルシリー はいののでする。 1000 円, カートルシリー はいののでする。 1000 円, カートルシリー はいののでする。 1000 円, カートルシリー はいののでする。 1000 円, カートルシリー はいののでする。 1000 円, カートルシリー はいののでする。 1000 円, カートルシリー はいののでする。 1000 円, カートルシリー はいのでする。 1000 円, カートルシリー はいのでする。 1000 円, カートルシリー はいのでする。 1000 円, カートルシリー はいのでする。 1000 円, カートルシリー はいのでする。 1000 円, カートルシリー はいのでする。 1000 円, カートルシリー はいのでする。 1000 円, カートルシリー はいのでする。 1000 円, カートル・ 1000 円, カートル・ 1000 円, カートル・ 1000 円, カートル・ 1000 円, カートル・ 1000 円, カートル・ 1000 円, カートル・ 1000 円, カートル・ 1000 円, カートル・ 1000 円, 1000 円, 1

	5,000 平方 メートル未 満のときは 163,000	5,000 平方 メートル未 満のときは 163,000
	円, 5,000 平方メート	163,000 円, 5,000 平方メート ル以上のと き
	き 234,000 円 (イ) 申請に 係る住宅に ついて、該	234,000 円
	導基準に適 合している かどうかの 基準が, 適任様基準	
	等はる場合 にはる場合 申請に係る 住宅の床面 積の合計が	
	300 平 方 メートル未 満のときは 27,000円,	
	300 平 方 メートル以 上 2,000 平 方メートル	
	未満のとき は 47,000 円, 2,000 平方メート	
	ル 以 上 5,000 平方 メートル未 満のときは	
	86,000円, 5,000 平方 メートル以 上のときは	

	130.000 円象のる又定 に物 130.000 円象のる又定 に物 130.000 対外あり 25 に 1 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		象のる又定 に物、にいか、ネ曹等省88産土令以か2までと1第しる同め以か2 が建場はす() 係に誘適るの建ル性を令年薬交第下らので「い条1書方号る下らのはで()に 申建い基しど準物一基め成経/省号の7のお令。1た定又に準の以で()に 申建い基しど準物一基め成経/省号の7のお令。1た定又に準のが建場はす() 解するの違合が基案が能定(平/省通1こ46に省う第号に法イ基こ47の以で()に 申建い基しど準物一基め成経」(1940年)の以下2までと1第しる同め以か2 まのる又定 に物、にいか、ネ曹等省88産土令以か2までと1第しる同め以か2 まのる又定 に物、にいか、ネ曹等省88産土令以か2までと1第した。
			<u>る基準(以</u> 下この項か

	に
	おいて「標
	準入力法・
	主要室入力
	土安主八刀
	法」、とい
	う。)による
	り。ハーよる
	場合 当該
	建築物の床
	面積の合計
	が 300 平方
	メートル未
	満のときは
	189,000
	円, 300 平
	方メートル
	以上 1,000
	平方メート
	ル未満のと
	き は
	237,000
	円 , 1,000
	平方メート
	ル以上
	2,000 平方
	メートル未
	満のときは
	306,000
	円, 2,000
	77 - 2,000
	平方メート ル 以 上
	ル。以上上
	5,000 平方
	メートル未
	満のときは
	437,000
	円 , 5,000
	平方メート
	ル以上
	10,000 平
	方メートル
	未満のとき
	は 538,000
1	15 000,000

円, 10,000 平力 (10,000 下方 (10,000 下) (10,000 下) (10,000 下) (10,000 下) (10,000 下) (10,000 下) (10,0000 下) (10,000 下) (10,000 下) (10,000 下) (10,000 下) (10,000 下) (10,0		
法 」 とい う。)に 当る 建築物の合計 が 300 平未 メートル未		平ル25,000 トと000トとは円に物,にいか,10 インカーの625,000 トと000計樂で準で、10 インサートとのでです。 アルき26,000計樂で準で、10 インドルきででである。 インドルをであるのででである。 インドルをできる。 インドルをできる。 インをできる。 インをできる。 インをできる。 インをできる。 インをできる。 インをできる。 インをできる。 インをできる。 インをできる。 インをできる。 インをできる。 インをできる。 インをできる。 インをでる。 インをできる。 インをできる。 インをできる。 インをできる。 インをできる。 インをできる。 インをできる。 インをできる。 インをできる。 インをできる。 インをできる。 インをできる。 インをできる。 イとをでをできる。 イとをでをでをでをでををでをでをでをでをでをでをでをでをでをでをでをでをでをでを
う。)による 場合 主該 建築物の合計 面積の合計 が 300 平大 メートル未		の2の4の 項 おいて「モ デル建物
満のときは 72,000 円,		う。) によ当に は当 を を を を を を を の る の の の の の の り の り の り の り の り り り り

円, 10,000 平ル, カメ以ののトとでは、 10,000 アルシス満 636,000 トと35,000 トと35,000 アルシス満 636,000 アルシスカス 630 (イ係に誘適の基準第1項 22 でで、47の項の項の項の項で建とよ当の合平ルき円。 21,47の可の項の項で建とよ当の合平ルき円。 21,47のでのではおデルル」) 合築積 300トと 11,000 は 300トと 11,000 は

	300 平方
	メートル以
	上 1,000 至
	カメートル
	未満のとき
	は 92,000
	円, 1,000
	平方メート
	ル以上
	2,000 平方
	メートル未
	満のときは
	121,000
	円 , 2,000
	平方メート
	ルー以上上
	5,000 平方
	メートル未
	満のときは
	196,000
	円 , 5,000
	平方メート
	ル以上
	10,000 平
	方メートル
	未満のとき
	は 257,000
	円, 10,000
	平方メート
	ル以上
	25,000 平
	方メートル
	未満のとき
	は 308,000
	円, $25,000$
	平方メート
	ル以上のと
	きょは
	362,000 円
	<u>エ 認定の対象</u>
	が住宅及び住

	300 平 方 メートル以 上 1,000 平
	方メートル 未満のとき は 92,000 円 , 1,000
	円 , 1,000 平方メート ル 以 上 2,000 平方
	2,000 平分 メートル未 満のときは 121,000
	円, 2,000 平方メート ル 以 上
	5,000 平方 メートル未 満のときは
	196,000 円 , 5,000 平方メート ル 以 上
	10,000 平 方メートル 未満のとき
	は 257,000 円, 10,000 平方メート
	ル 以 上 25,000 平 方メートル
	未満のとき は 308,000 円, 25,000 平方メート
	平カメート ル以上のと き は 362,000 円
	<u>エ 認定の対象</u> が住宅及び住

Ī			宇以外の部分
			お養合建のい)にに該はめ宅の計の算加 のが戸合る のが位るにのの計の分類合建のい)にに該はめ宅の計の算加 のが戸合る のが位るにのの計画を取りませます。 一位 1 をア額 (ても) からる保住にの (てる) に、部のでよ額額薬部位る定 建の はった。 建の は、部のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
			に応じてイの 規定により算 出した額 (3) 略
	477 都市の低	低炭素建築物新築	(1) 適合証があ
	炭素化の促進 に関する法律	等計画変更認定申請手数料	る場合(建築基 準関係規定適合

55 規係 第項づ 第項で 第項で 第項で 第項で 第項で 第項で 第項で 第項で 第回に 第項で 第回に 第項で 第回に 第回	審す 保証 保証 保証 保証 保証 保証 保証 保
	l l

1 基建計認対 1 基建計認対	よ合っかげ,ま 象位場はす に在場の に在上当戸の10トと10平ル15人は はいいにいるののあり規 申単12合位面がメ満 400トの10トと7 受出。次でにかめ定宅で(に るが 単単 2合位面がメ満 400トの10トと7 としく。ま分ア定認住戸(10 名が 単単 2合位面がメ満 400トの10トと7 といく。まのかめ定宅で(10 名が 単単 2合位面がメ満 400トの10トと7 といく。まの10トと10下上方末は,方の10下上方末は、方の10下上方末は、方の10下上方末は、方の10下上方末は、方の10下上方末は、方の10下上方末は、方の10下上方末は、方の10下上方末は、方の10下上方末は、10下では
	港のレキけ

.	
	イ 認定の対象 が <u>2 以上の単</u> 位住戸を有す
	る住宅である場合
	申請に係る住 宅の床面積
	の 合計が 300 平
	方メートル未満のときは
	4,000円,300 平方メートル
	以上 2,000 平 方メートル未
	満のときは8,000円,
	2,000 平 方 メートル以上
	5,000 平 方 メートル未満
	のときは 19,000 円,
	5,000 平 方 メートル以上
	のときは 33,000円
	ウ略

19,000 円,
<u>5,000 平方</u> <u>メートル以</u> 上のときは
<u>上のときは</u> <u>33,000 円</u> イ 認定の対象
が住宅である 場合(認定の
対象が2以上
有する住宅の場合に限る。)
申請に係る住宅の床面積
<u>(共用部分に</u> 係る数値を用
<u>いない方法に</u> よる場合に
あっては、共 用部分の床面
積を除く。)の 合計が 300 平
方メートル未 満 の と き は 4,000 円, 300
4,000 円, 300 平方メートル 以上 2,000 平
カメートル未 満 の と き は
8,000 円, 2,000 平方
メートル以上 5,000 平 方
メートル未満の と き は
19,000 円, 5,000 平方
メートル以上 の と <u>き</u> は
33,000 円 ウ 略

	集住分類合建場のい)にに該はめ宅の計の算加 のが戸合る のが位るにのイ区 別表に現出で、全の神で、では、部のイと、部のてよ額額築部で、大田で、大田で、大田で、大田で、大田で、大田で、大田で、大田で、大田で、大田
	場合 申請に

	象住分築合建の積に用にに共面のてよ額外面応定しし、対び部建場る宅面分を法合、床、じにた以床に親囲質がでを物甲築部、其係いよあ用積合イ質にの積でにたたがでを物甲築部、其保いよあ用積合イ質にの積でにたた。
	(2) 適合証がな い場合(建築基 準関係規定適合

	審うをによる当でアが住合(A るで、
	当床の 200 ドルトとは、方以は に住住がメ満 00 平ルき円請位以 住積方未 200 下との 16,000 申単 2合 住積 300 下の 4 上 16,000 中単 10 日 10

0		1	
	による場合 当該住宅の 床面積が 200 平方 メートルきは 7,000 平方 200 平方 メートル以 上のときは 8,000 円		ル未満のと きは 29,000円、 300 平方 メートル以 上 2000 平 方メートル 未満のとき は 48,000 円、2000 平 方メートル
	イ 認定の対象		以上 5,000 平方メート ル未満のと き は 82,000 円, 5000 平方 メートル以 上のときは 117,000 円 認定の対象
	が2以上である単位 位名住宅である 場(イ)に規 する (ア) 申請に 係る住 でのいて、 原のでは 原のでは 原のでは 原のでは 原のでは 原のでは 原のでは 原のでは 原のでは 原のでは 原のでは 原のでは 原のでは 原のでは 原のでは 原のでは 原ので。 原ので。 原ので。 原ので。 原ので。 原ので。 原ので。 原ので。 原ので。 原ので。 原ので。 原ので。 原ので。 原ので。 原ので。 原ので。 原ので の の の の の の の		が住宅であるの 場象単位を を がまりませる がまりませる の有場でである。 の有場でである。 は では の有場でである。 は できる は できる は できる に に る の を は で る に る の る に る 。 る 。 る 。 を は る る 。 を は る に る に を に を に を に を に を に と に 、 と に と に 、 と に と に と に と に と に と
	導生に適名 を を を を を を を で を で を で を で を で を で を で を で を で を で を で を で の を で の を で の で の で の の の の の の の の の の の の の		係る数値を用いない方法に よる場合に よっては、床面 積を除く。)の 合計が

満のときは 29,000円, 300 平 方 メートル以 上 2,000 平 方メートル 未満のときは 29,000 円, 300 平 方 メートル以 上 2,000 平 方メートル 未満のときは 48,000
田、 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のときは 82,000 円、5,000 平方メートル以上のときは 117,000 円 (イ) 申請に

	円, 2,000
	平方メートル 以上
	5,000 平方
	<u>メートル未</u> 満のときは
	<u>満のときは</u> 43,000 円,
	5,000 平方
	<u>メートル以</u> 上のときは
	65,000 円
	ウ 認定の対象 が住宅以外の
	建築物である
	場合 (ア)又 は(イ)に規定
	する額
	(ア) 申請に
	係る建築物 について,
	誘導基準に 適合してい
	週台してい るかどうか
	の基準が,
	<u>省令第 10</u> <u>条第 1 号た</u>
	だし書
	に定める方 法又は標準
	入力法・主
	要室入力法 による場合
	当該建築物
	の床面積の 会計が 300
	合計が 300 平方メート
	ル未満のと き は
	95,000 円,
	300 平方
	メートル以

	ウ が建宅以外あの 建築物である 場合 (ア) 足 は(イ)に規定 する額 (ア) 申請に
	(ア 係に誘適るの を を を で 連 で 連 で 連 で が 基 り ど 準 り る の 着 る の 差 り を り る の 等 ら か を ま り を り を り を り を り を り を り を り を り を
	1第号に法入要に 1第号に法入要に 1年1年 1年
	当該建築物 の床面積 300 合計方メー ル き と と は
	95,000円, 300 平方 メートル以

	上 1,000 平 方メートル
	未満のとき は 119,000
	円 , 1,000 平方メート
	ル 以 上 2,000 平方
	メートル未 満のときは
	153,000 円 , 2,000
	75 平方メート ル 以 上
	5,000 平方 メートル未
	満のときは
	218,000 円, 5,000
	平方メートル 以 上
	10,000 平 方メートル
	未満のとき は 269,000
	円, 10,000 平方メート
	ル 以 上 25,000 平
	方メートル 未満のとき
	は 318,000 円, 25,000
	平方メート ル以上のと
	き 363,000 円
	(イ) 申請に 係る建築物
	について、 誘導基準に
[- 防守本学に

上1,000 平ルとき 1,000トとき 1119,000 円 アルミ 1119,000 円 アルミ 1119,000 円 アルシ 2,000トと 153,000 円 アルシ 3満300 円 アルシ 3,000 円 アルシ 25,000 円 アルシ 25,000 円 アルシ 25,000 円 アルシ 363,000 円 アルシ 363,000 円 アルシ 363,000 円 アルシ 363,000 円 次以 363,000 円 次以

	適合してい
	るかどうか
	の基準が,
	モデル建物
	注 トス担
	伝による物
	法による場 合 当該建
	築物の床面
	積の合計が
	300 平 方
	メートル未
	満のときは
	36,000 円,
	00,000 11,
	300 平方
	メートル以
	上 1,000 平
	方メートル
	未満のとき
	は 46,000
	円 , 1,000
	平方メート
	ル以上
	2.000 平方
	メートル未
	満のときは
	61,000 円,
	2,000 平方
	メートル以
	上 5,000 平
	方メートル
	未満のとき
	は 98,000
	円 , 5,000
	11, 5,000
	平方メート
	ル以上
	10,000 平
	方メートル
	未満のとき
	は 128,000
	□ 10,000
	円, 10,000
	平方メート
	ルロト

適るのモ法合築積300~1,00

	25,000 平 方メートル 未満のとき は 154,000 円, 25,000 平方メート
	平方メート ル以上のと き 181,000 円 エ 認定の対象 が作字及び作
	宅以外の部分 を有する建築 物である場合 申請に係る建 築物の住宅の
	部分について、次の(ア) マは(イ)に 掲げる区分に 応じ、当は
	(イ) (C定協 る額に、住宅 以外の部分の 床面積の合計 に応じてウの
	規定により算出した額を加算した額 (ア) 建築物の 住宅の部分が
	1 の単位住戸を有する場合アに規定する額 (イ) 建築物のが
	住宅の部分が <u>2以上の単位</u> 住戸を有する 場合 申請に

25,000 平ルと 154,000 円の 154,000 円の 154,000 円の 154,000 円の 154,000 円の 155,001 円

		係る建築物の 住宅の部分の 床面積の合計 に応じてイの 規定により算 出した額 (3) 略
477 物ギのるこてう第3規建ギ確築ギ適のの一向法項に、12は項づネ性の大性を関以おとは項が、12は項が、12は項が、12は項が、14性性質が、12は項が、14性性質が、14年では、15年で、15年で、15年で、15年で、15年で、15年で、15年で、15年で	建築物エネルギー 消費性築物生能の子、 一連の子、 一面の一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一。 一	(1) 建外る次のお用険くるのは、火と理場施、のお」るては分アる るい条定をにに分これであり、著供産し倉工が埋、場場市者、ご他下及の「うに応は 建て第半築の以項のでがの処の殖殖売場場、の以項のてい合、に応は 建て第半築の以項のではの場で、おり、 若供産し倉又や焼煙の47項場で、3と物焼処の47項場で、3と物に、定物に に物等に ために、 2 いた物はも増養卸葬畜場そ設次の1つまかる当定 にに第に 2 いたりに にいました。 2 いたりに では、 2 いたりに

		(3) 略
477 のの一向法ので、1条で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年で、1年	建築物性能・主産・主産・主産・主産・主産・主産・主産・主産・主産・主産・主産・主産・主産・	(1)建外る次2い途物はも増養卸葬畜場そ設次2いと場はイに又額ア軍築の以項のてがの処の殖殖売場場、の以項のてい合、に応は、建て第、部策の以項のでがの処の殖殖売場場、の以項のてい合、に応は、建て第、当年、近代では、共産に自文とがあめ、このでは、に定物に、は、大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大田・大

		する建築物エ
		ネルギー消費
		性能基準(以
		下この項,次
		項, 477 の 2
		の 5 の項及び
		477 0 2 0 6
		の項において
		「建築物エネ
		ルギー消費性
		能基準」とい
		う。)に適合し
		ているかどう
		かの基準が、
		省令第1条第
		1項第1号た
		だし書に定め
		る方法又は <u>省</u>
		令第 1 条第 1
		項第 1 号イに
		定める基準
		定める基準 (以下この項,
		次項, 477 の 2
		<u>の 5 の項及び</u>
		<u>477 の 2 の 6</u>
		の項において
		「標準入力
		法・主要室入
		カ法」とい
		う。)による場
		合 当該建築
		物の床面積の
		合計が 1,000
		平方メートル
		未満のときは
		26,000 円,
		1,000 平方
		メートル以上
		2,000 平 方
		メートル未満
I	I .	のときは

	工費以次 2 び 6 て ネ性いしう , 第ため標準 4 , の及のい工費と合どが条号定は物消 4 , の及のい工費と合どが条号定はない能こ , 47 項 理 4 準 にる基第 1 害 法 で 1 を 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 1
	準入力法・主 要室入力法
	は 高 を は は は は は は は は は は は は は

	20,000 ⊞
	36,000 円, 2,000 平方
	メートル以上
	5,000 平方
	メートル未満
	のときは 85.000円,
	85,000 円, 5,000 平方
	5,000 平 カメートル以上
	10,000 平方
	メートル未満
	のときは
	125,000 円,
	10,000 平方
	メートル以上
	25,000 平方
	メートル未満
	のときは
	155,000 円,
	25,000 平方
	メートル以上
	のときは
	191,000 円
	イ 判定に係る
	建築物につい
	て、建築物工
	ネルギー消費
	性能基準に適
	合しているか どうかの基準
	1 N 413 A 444 .
	が、 <u>省令第 1</u> 条第 1 項第 1
	号口に定める
	基準(以下こ
	の項、次項、
	$\frac{3}{477}$ \mathcal{O} $\frac{2}{2}$ \mathcal{O} $\frac{5}{5}$
	の項及び 477
	の2の6の項
	において「モ
	デル建物法」
	という。)によ

36,000 円、方上方流は、方上方流は、方上方流は、方上方流は、方上方流は、方上方流は、方しのでルッマ未で、円平以平未で、円平以平未で、日平以下未で、日平以下未で、日本ので、上で、日本ので、上で、日本ので、上で、日本ので、上で、日本ので、上で、日本ので、上で、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本の		
		2,000 トの00 トの00 トの00 トの00 トの00 トの00 トの00
		によ

る場合の計が 1,000 平 水 大			
(2) 略 477の2の2 略			建積000 トリート (大) 大上方満は、方上方法がよりできた。
477の2の2 略			184,000 円
	477の2の2 略		
477の2の3 建築物エネルギー (1) 法第 34 条第 築物のエネル 消費性能向上計画 3 項各号に掲げ			
		建築物エネルギー 消費性能向上計画	

		を建積のが方満は,方上方
477の2の2 略		
477の2の3 建 築物のエネル	建築物エネルギー 消費性能向上計画	(1) 法第 34 条第 3 項各号に掲げ

ギのるこでう第に物消計申審 一向法の「。1基工費画請査 指上律項法第のくル能認対費に(に 34規建ギ向定す性関以おと4規建ギ向定す は 34規建ギー定す	認定申請手数料	るなル向て1定ネ能下項導ういる合を住のに住関第1指関し限建ギ定た当る対分合録ギ定規事いギ上法項すル誘こに基)る書し証宅みあ宅(77項定のてる築一機も該こ象のに建一機可要、12、12、12、13、13、13、13、14、13、13、14、13、14、13、14、14、14、14、14、15、15、15、15、15、15、15、15、15、15、15、15、15、

認務る以い登価た当る対住であ宅(同定検をもはネ能付る及てい合係をしくはエ区該にア検をも下て録機も該こ象宅あっ性条す査実の登ル判し。び「う(規受出。,ま分ア定 が戸査実のこ同住関の適とが以るで能第る機施に録ギ定た以次適。建定ける)次でにかめ認1を機施にのじ宅がに合を住外場は評1指関し限建一機も下項合が薬適る場にのに応らる定の有関し限項。性交限し証宅の場談評1指関し限建一機も下項合が薬適る場にのに応らる定の関し限項。性交限し証をの場評1指関の工会薬消関のこに証あ基合よ合あア掲じエ報の単すとないでは、またの単すというでは、対しているでは、またのでは、

	<u>宅である場合</u> <u>4,000 円</u>
	イ 認定の対象 が <u>2以上の単</u> <u>位住戸を有す</u>
	位住戸を有す る住宅である 場合

	合 (ア)又は (イ)に規定す る額
	(ア) 申請に 係る単位住 戸が1の場
	<u>合 4,000</u> 円 (イ) 申請に
	係る単位住 戸が <u>2以上</u> の場合、当
	<u> 該単位任尸</u> の床面積の 合計が 300
	平方メート ル未満のと きは 8,000
	円, 300 平 方メートル 以上 2,000
	平方メート ル未満のと き は
	<u>17,000 円,</u> <u>2,000 平方</u> メートル以
	<u>上 5,000 平</u> 方メートル 未満のとき
	<u>は 37,000</u> 円, 5,000 平方メート
	ル以上のと き は 67,000 円
	イ 認定の対象 が住宅である 場合(認定の
	対象が 2 以上 の単位住戸を

(3 項類 用に共面の平未はのかいき用平以下未と用平以下 対び部連場るを面条分離でのでいます。 17、000ルき円・2、000トルを用・2、000トルを用・2、000ト

	掲げる区分に 応じ、当該 (ア) 又は (イ) に定め る額に、住宅 以外の部分の
	床面積の合計 に応じたり寛 田した額を 田した額を 算した額 (ア) 建築物の 住宅の部分が
	1 の単位住戸 を有する場合 アに規定する 額 (イ) 建築物の 住宅の部分が
	2 以上の単す 住屋を有り 場合では 場合でで 場合でで で で で で で で で で で で で で で で で
	項第2号の規定を適用するで 場合にあっ部分の床 は、床面積を除 く。)の合計に
	応じてイの規 定により算出 した額 (2) 法第34条第 3項各号に掲げる事項が
	ない建築物エネ ルギー消費性能 向上計画であっ

のするのでよりでは、 のするのでは、 規と、 のでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 でいい、 でいいい、 でいい、 でいい、 でいい、 でいいい、 でいいい、 でいいい、 でいいい、 でいいい、 でいいい、 でいいい、 でいいいい、 でいいいい、 でいいいい、 でいいいいい、 でいいいいい、 でいいいいいい、 でいいいいいいいいいい		
<u>た額</u>		すあ用積合イの質に 場はのく。応定した以床に規出 を一次でに現出住分合の でででででは、 でのででででででいます。 でのででででででいます。 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのでは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でのででは、 でいるでいるでいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでは、 でいるでいるでは、 でいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるでいるで
(2) 法第 34 条第 3 項各号に掲げ る事項の記載が かり建築施エネ		た額を加算し
ない建築物工不	(2)	法第 34 条第 3 4 条第 3 事項を号に記載がない建築物エネ

	かどうかの 基準が、誘 導性様場 による単位 に当該単位 に当該単位 で200平末 満のときは 15,000円 200平方 メートル以 上のときは 16,000円
	イが2度の大変を変える。 一部では、1000年でででできます。 では、1000年ででできます。 ででででできます。 ででできます。 ででできます。 ででできます。 ででできます。 でででできます。 でででできます。 でででででできます。 ででででできます。 でででできます。 ででででできます。 ででででできます。 ででででできます。 でででででできます。 ででででできます。 ででででできます。 でででできます。 でででできます。 でででできます。 でででででできます。 でででできます。 ででででできます。 でででででできます。 でででででできます。 ででででででできます。 ででででででできます。 ででででででできます。 ででででででできます。 でででででできます。 ででででででできます。 でででででできます。 でででででできます。 ででででででできます。 ででででででできます。 でででででででできます。 でででででででででできます。 でででででででででできます。 でででででででででできます。 でででででででででででできます。 ででででででででででででででででできます。 でででででででででででででででででででででででででででででででででででで

	- 4
	の床面積の 合計が300 平方メートと 大き 57,000 円, 300 平方以上2,000 平方以上2,000 上2,400 平方表 は96,000 円,方以以平力が以下上5,000 平方以以下ルルトと 163,000
	円, 5,000 平方メートル以上のとは 234,000 円 る。 記定定である。 場合(記定) が住宅で認定以上の ず象が 2 以上を 有すな住住宅の 場合に限る。)
	青に係る住

	宅省第3の用面 13第定る つ用面 13第定る つ用に 項規 すあ 共床 く計 平 ル き 場 て 部 積 合 ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト ト
	57,000円, 300 平 方 メートル 上 2,000トル 方メ満 96,000 円 2,000 平方 メリ エカ ル リ マル 5,000 平 大 メート
	満の200 円3,000 円5,5,000 円方以上の 100 平方以上の0 円4 (1) を 234,000 円 (1) を 係っる住でである で で で で で で で で で で が 変 で で が 変 で が 変 で が 変 で が 変 で が 変 で が 変 で が 変 で が 変 で が 変 で が 変 で が 変 で が 変 で が 変 で が 変 で が 変 が 変

	電イ
	5,000 平方 メートル未 満面のときは 163,000 円, 5,000 平方メート ル以上のと き 234,000 円

	由きに成っ		
	申請に係る		
	住宅の床面		
	積(省令第		
	積(省令第 13条第3項		
	第 2 号の規		
	<u> </u>		
	第2号の規 定を適用す る場合に		
	あっては、		
	<u> </u>		
	共用部分の		
	床面積を除		
	く。)の合計		
	が 300 平方		
	メートル未		
	メートル未 満のときは		
	10300000000000000000000000000000000000		
	300 平方		
	メートル以		
	上 2,000 平		
	方メートル		
	未満のとき		
	は 47,000		
	円, 2,000		
	<u>マカメート</u>		
	ル以上		
	5,000 平方		
	5,000 平万		
	メートル未		
	満のときは 86,000 円,		
	<u>86,000 円,</u>		
	5,000 平方		
	ヌートル以		
	上のときは		
	130,000円		
	ウ 認定の対象		ウ 認定の対象
			ソー能化の対象
	が住宅以外の		か仕毛以外の
	建築物である		建築物である
	場合 (ア)又		場合 (ア)又
	建築物である 場合 (ア)又 は(イ)に規定		は(イ)に規定
	する額 (ア) 申請に		が が は に に に に に に に に に に に に に
	(ア) 申請に		(ア) 由語に
	係る建築物		係る建築物
			体の建築物
	について,		について,

藤 道 高 高 を を を に で う か の る の る 第 り た だ の る 第 号 に 定 め は が 大 進 第 号 に た だ た だ さ た だ さ た だ さ た だ と た は と は と に に と は と は に に に と は は に に に と は に に に と は に に に と は に に に と は に に に に と は に に に に と は に に に に と は に に に に に に に に に に に に に	にいか。 導合の基本では、 連てうが、10 を第一を対して、 を第一を対して、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では
によ当 る場等物の 床面積の合 計が300平 方メートル 未満のとき	② (京本) (京本) (京本) (京本) (京本) (京本) (京本) (京本)
は 189,000 円, 300 平 方メートル 以上 1,000 平方メート ル未満のと き 237,000 円, 1,000 平方メート	は 189,000 円, 300 平 方メートル 以上 1,000 平方メート ル未満のと き 237,000 円, 1,000 平方メート
ル 以 上 2,000 平方 メートル未 満のときは 306,000 円, 2,000 平方メート ル 以 上	ル 以 上 2,000 平方 メートとき 306,000 円,2,000 平方メート ル 以 上

	5,000 平方 メートル未
	満のときは 437,000
	円, 5,000 平方メート
	ル以上
	10,000 平 方メートル
	未満のとき
	は 538,000 円, 10,000
	平方メート ル 以 上
	25,000 平 方メートル
	未満のとき
	は 636,000 円, 25,000
	平方メート ル以上のと
	き は
	726,000 円 (イ) 申請に
	係る建築物 について,
	誘導基準に 適合してい
	るかどうか
	の基準が, モデル建物
	法
	<u></u> による 場合 当該
	場合 当談 建築物の床

	5,000トとでいる。 5,000トと00トとののトとののトとののトとののトとののトとののトとののよう。 5,000トとのののののののののののののののでは、 5,000トとのののののののののののでは、 5,000トとは円に物、にいか、10イロが 10人のののトとでは、 5,000トとは円に物、にいか、10イロが 10人のののように、 5,000トとは円に物、にいか、10イロが 10人のののように、 5,000トとは円に物、にいか、10イロが 10人ののように、 5,000トとは円に物、にいか、10イロが 10人ののように、 5,000トとは円に物、にいか、10イロが 10人ののように、 5,000トとは円に物、にいか、10イロが 10人ののように、 5,000トとは円に物、にいか、10イロが 10人ののように、 5,000トとは円に物、にいか、10イロが 10人ののように、 5,000トとは円に物、にいか、10イロが 10人ののように、 5,000トとは円に物、にいか、10イロが 10人ののように、 5,000トとは円に物、にいか、10人ののように、 5,000トとは円に物、にいか、10人ののように、 5,000トとは円に物、にいか、10人ののように、 5,000トとは円に物、にいか、10人ののように、 5,000トとは円に物、にいか、10人ののように、 5,000トとは円に物、にいか、10人ののように、 5,000トとは円に物、にいか、10人ののように、 5,000トとは円に物、にいか、10人ののように、 5,000トとは円に物、にいか、10人ののように、 5,000トとは円に物、にいか、10人ののように、 5,000トとは円に物、にいか、10人ののように、 5,000トとは円に物、にいか、10人ののように、 5,000トとは円に物、10人ののように、 5,000トとのよう
	条2) (2) (2) (2) (2) (3) (3) (3) (3) (4) (4) (5) (5) (5) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7

	面積の合 が300 平 メートル 満のとき 72,000 円 300 平 メートの 上1,000 トメートと 未満のとき
	は 92,000 円 1,000 平 カメ い し 2,000 平 方 メートレ 2,000 平 方 メ 満 の と き 121,000 円 2,000 平 方 メート
	ル 5,000 メ 5,000 メ 196,000 円 5,000 円 7 以 10,000 ト 上 エ ル と 10,000 ト と ま 大 よ と も も も も も も も も も も も も も
	木 何のとなっ は 257,000 円, 10,000 平 方 メートル シ 25,000 平 方 メートル 未 満 08,000 円, 25,000 平 方 メート

面が300トとの平ルシートとの1000トとの11000トとの11000トとの11000トとの11000トとの11000円平ルを11000円平ルを11000円平ルを11000円平ルを11000円平ルを11000円平ルを11000円平ルを11000円平ルを11000円平ルを11000円平ルを11000円平ルを11000円平ルを11000円平ルルを11000円平ルルを11000円平ルルの1000円平ルルの1000円平ルルの1000円平ルルの1000円平方面1000円平方面1000円平元面1000円平元面1000円平元面1000円平元面1000円平元面1000円平元面1000円平元面1000円平元面1000円平元面1000円平元面1000円平元面1000円平元面1000円平元面1000円平元面1000円平面1000円平面1000円平面1000円平面1000円平面1000円平面1000円平面1000円平面1000円平面1000円面1000円面1000円面1000円面1000円面1000円面1000円面1000円面1000円面1000円面1000円面1000円面1000円面1000円面1000円面

	ル以上のと
	き は
	362,000 円 エ 認定の対象
	エ認定の対象
	が住宅及び住
	宅以外の部分
	を有する建築
	物である場合
	申請に係る建
	築物の住宅の
	部分につい
	て、次の(ア)
	又は (イ) に
	掲げる区分に
	応じ、当該
	(7) VH
	(イ) に定め
	る額に、住宅
	以外の部分の
	床面積の合計
	に応じてウの
	規定により算
	出した額を加
	算した額
	昇した観 (ア) 建築物の
	住宅の部分が
	<u>1 の単位住戸</u> を有する場合
	額
	<u>(イ) 建築物の</u>
	住宅の部分が
	<u>2 以上の単位</u>
	住戸を有する
	場合申請に
	係る建築物の
	住宅の部分の
	床面積(省令
	第 13 条第 3
	項第2号の規
	定を適用する

		場合にあって は、共用部分 の床面積を除 く。)の合計に 応じてイク算 定により 正を 近 で (3) 略 (4) 略
477 建ルドウン 4 ネ性関第のくル能変申審 4 末 世関第のくル能変申審 3 銀建ギ向の 5 ま 1 基 1 世界の 2 の消上 2 の消上 2 の消上 3 3 規建 4 市内 更請 6 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を 1 を	建築物生では、一直変更には、一直変更には、一直変更には、一直変更には、一直変更には、一直変更には、一点をは、一点をは、一点をは、一点をは、一点をは、一点をは、一点をは、一点を	(1) 3 4 に記物費に の場合係を し同る追を てらる当で ア

		(3)
477 建ル能する条定築一上のに の繁ギのる条定築一上のに の繁ギのる条定築一上のに が一向法第1基工費画定す 3規建ギ向更請査	建築物工ネルギー画変料性能向まままで、単独では、単独では、単独では、単語では、単語では、単語では、単語では、単語では、単語では、単語では、単語	(1) 3 るなル向変適合係をし同る追をてらる当でア ・ 株園では、場関査申びげの合っかげ、ま、象位場はす」に住場の ・ は項事いギ上更合く規受出項事加除はエ区該に が住合(人名)で ・ 法項事いギ上更合く規受出項事加除はエ区該に が住合(人名)で ・ 法項事の強にあるののあり規 申単位の ・ 本語ののでは、 ・ 本語のののが、 ・ 本語ののが、 ・ 、 本語ののが、 ・ 本語ののが、 ・ 本語ののが、 ・ 本語ののが、 ・ 本語のののが、 ・ 本語のののが、 ・ ・ 本語ののが、 ・ 本語のののが、 ・ 本語のののが、 ・ 本語ののののが、 ・ 本語ののののが、 ・ 本語のので、 ・ 本語のののが、 ・ 本語ののののが、 ・ 本語ののののので、 ・ 本語のののので、 ・ 本語ののので、 ・ 本語のののので、 ・ 本語ののので、 ・ 本語のので、 ・ 本語ののので、 ・ 本語のので、 ・ 本語ので、 ・ 本語ので、

1			i	
		_		
		/ 到点小丛在		
		イ 認定の対象 が 2 以上の単		
		位住戸を有す		
		イ 認定の対象 が <u>2 以上の単</u> 位住戸を有す る住宅である 場合		
		申請に係る住		
		宅の床面積		
		(<u>省令第 13 条</u> 第 3 項第 9 早		
		申請に係る住 宅の床 13 条 (省令第 13 条 第 3 項第 2 号 の規定を合 する 場に		
		する場合に		

	円 (イ) 申請に 係る単位住 戸が2以上 の場合 1 下が2以上 の場位種戸 の床面積の 合計が300 平方メート ル未満のと きは4,000 円,300 平 方メートル
	以上 2,000 平方メート ル未満 8,000 円 2,000 平方メート ル 以 上 5,000 平方 メートル未 満のときは 19,000 円, 5,000 平方 メートル以
	上33.00でので記されている。 と6円対あ定以戸宅る。 33.00でので認立以戸宅る。 が場象単す合情に床がは全ではでは住住限係がは全でにに、 が場外単す合情に、 が第2を第2を 3.00でので認立した。 が場外単す合情に、 が第2を 3.00でで認立した。 が場外単す合情に、 で第4号適合 では、 3.00でので認立した。 は、 3.00でので認立した。 は、 3.00でので認立した。 は、 3.00でので認立した。 は、 3.00でので認立した。 は、 3.00でので認立した。 は、 3.00でので認立した。 は、 3.00でので認立した。 は、 3.00でので認立した。 は、 4.00でので認立した。 は、 4.00でので認立した。 は、 4.00でので認立した。 4.00でので変立した。 4.00でので変立した。 4.00でので変立した。 4.00でので変立した。 4.00でので変立した。 4.00でので変立した。 4.00でので変立した。 5.00でのでを 5.00でので 5.00でのでを 5.00でのでを 5.00でのでを 5.00でのでを 5.00でのでを 5.00でのでを 5.00でのでを 5.00でのでを 5.00でので 5.00でので 5.00での 5.00での 5.00での 5.00での 5.00での 5.00での 5.00での 5.00での 5.00での 5.00での 5.00での 5.00での 5.00での 5.00での 5.00で 5.00で 5.00で 5.00で 5.00で 5.00で 5.00で 5.00で 5.00で 5.00で 5.00 5.00

	共面の平未はのか平未は、方上方満は、方上は 大大の00 メントと 円平以 下来 1000 トと 1000 メント 1000 トと 1000 トントントントントントントントントントントントントントントントントントン
	33,000 円 ウ

共面の平未は、方と内のルシーのの大きのでは、、床、300ルで表は、、床、300ルで表は、ののから、300ルシーとののより、300のメリカでは、100のでは		
する場合に あっては、共 用部分のの 合計に応じて イの規定によ 10質11 た 類		面の平未はのル平未は,方上方満は,方上は 象性分薬合種の積第号用に共面のでよいのいき、100ルき円平以平未き円平以き円 の及の3名條住床(200上との 19,000 との 第第定場で分除に規定がある條件では、100ルを円がいた。19,000 との 20,000 をであります。1000 にのでの第第定場で分除に規定が、1000 にのでは、1000

	規定により算 出した額を加 算した額を加 (ア) 建築物の 住宅の単位住場で 1 の では場でする を有するする 額		に,住宅以外 の部分計に応定 じてウの財制 により算出し た額を加算し た額
	(イ) 建築物の 住宅の部分が 2以上の単位 住戸を有申請に 場合 申請に 係る建築物の		
	生面 7年 東第 13 条 7年 第 13 条 7年 第 13 条 7年 13 年 7年 13 年 7年 13 年 7年 14 日 7年 15 日 7年 16 日 7年 17 日		
	した額 (2) 法第34条第 3項各号に掲がる事項項の記載がネ ないギー計画に 向上計画に		(2) 法項 34 条 掲載 34 条 掲載 34 条 掲載 が ネ 羽 事 建 消費 に か エ ド 上 計 で か に 上 計 で の で で で で で で で で で で で で で で で で で
	変適合は、場関を申びばる場合は、表示を連合とのない。 場関を で証 第 基 の は の は の は の は の は の は の は の は の は の		、場関査申びげの 、場関査申びげの 、場関査申びげの 、場関査申びが 、場関査申びが 、場関査申びがの 、場関査申びがの 、場関査申びがの 、場関査申びがの 、場関査申びがの 、場関査申びがの 、場関査申びがの 、場関査申びがの 、場関査申びがの 、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、また、

1			
	当該 住宅 での が 方		き 29,000 円, 300 平, 300 平, メートル以平 方メートル 末満 48,000 円, 2,000 円方 以 平方 メートとき 5,000 平方 メートとき 117,000 平方 メートときで 3,000 円, 5,000 円, 5,000 円, 5,000 円, 5,000 円, 5,000 円, が合く認とは 117,000 イが各合(認と) がは日下を 初数な住宅を あるの 対象を では下を 有場合に 限る。
	ついて, 誘		The state of t

-	
	る場合に
	<u>あっては,</u> 共用部分の
	床面積を除
	く。)の合計 が 300 平方
	メートル未
	<u>満のときは</u> 14.000 円、
	300 平方
	<u>メートル以</u> ト 2 000 平
	<u>上 2,000 平</u> 方メートル
	<u>未満のとき</u> は 24,000
	円, 2,000
	平方メート
	5,000 平方
	メートル未 満のときは
	43,000 円,
	<u>5,000</u> 平方 メートル以
	上のときは
	<u>65,000 円</u> ウ 略
	エ 認定の対象
	が住宅及び住 宅以外の部分
	を有する建築
	物である場合 申請に係る建
	築物の住宅の
	部分について、次の(ア)
	<u> </u>
	掲げる区分に 応じ、当該
	<u>ルし、ヨ版</u> <u>(ア)又は</u> (イ) に定め
	(イ) に定め

ウ 略 エ 認定の対象 が住宅及び住
宅以外の部分 を有する建築 物である場合
物である場合 申請に係る建 築物の住宅の
部分の床面積 (省会第4条第
3 項第 2 号の 規定を適用する場合にあっ
<u>る場合にあっ</u> ては, 共用部

		全の計の算加 のが戸合る のが位るにのの令3現るて分除に規出第ア住力をする以底に規出第ア住力を対策を 地分住場す 物分単す請物分省第のすっ部を計の第 とい戸合金を電面1第を合、床)でに接触 壁の上を 建の種(条号用あ用積合イツ)と、 20では、 2
477 の 2 の 5 を	建築物エネルギー 消費性能認定申請 手数料	(1) 建築物費公本 生物費公 生物費公司 生物費公司 主導 生物費 公当 主導 と当 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主 主

		除く。)の合計 に応じてイの 規定により第 出した類に、額に 分の床面積の 合計の規定により算出した額 を加算した額
477 の 2 の 5 存	建築物エネルギー 消費性能認定申請 手数料	(1) 建築物 エネ ルギー消費性 基準に適合して いる書面(合し証 る書面(も いるま を 証している を 証している を 証している を 証している を に は を に と が る に く に と り る に の と り る に の と り る に り る と の と の と に り る と に り る と に る と る と る と る と る と る と と る と る と

	1 の単位住戸 を有する場合 アに規定する
	<u>額</u> (イ) 建築物の 住宅の部分が 2以上の単位
	住戸を有する 場合 申請に 係る建築物の
	住宅の部分の 床面積(省令 第4条第3項 第2号の規定
	を適用する場合にあっては、共用部分
	<u>の床面積を除</u> く。)の合計に 応じてイの規
	定により算出 した額 (2) 適合証がな い場合にあって
	は、次のアから エまでに掲げる 区分に応じ、当
	該アからエまで に定める額 ア 認定の対象 が 1 の単位住
	戸を有する住 宅である場合 (ア)又は(イ)
	に規定する額 (ア) 申請に 係る住宅に
	ついて, 建 築物エネル ギー消費性 能基準に適

	を加算した額
	(2) 適合証がな
	い場合にあって は、次のアから
	は、次のアからエまでに掲げる
	区分に応じ,当 該アからエまで
	に定める額
	ア 認定の対象 が 1 の単位住
	戸を有する住
	宅である場合
	(ア)又は(イ) に規定する額
	(ア) 申請に
	係る住宅に
	ついて, 建 築物エネル
	ギー消費性 能基準に適

るの省第号び定準のて基いる該面平ルきの(間では、1000円では、1000

住口」又イロめ以に仕とよ当床の1とは、のが方以は一象単する又定にに建ル性適るの子が力。身び定準(項「」)にの20~の円を積平ルきの2をででに、略自住で、対策である。合をが、満の1の1の1の1の1の1の1の2の上をでで、に、略自住で、対策である。 152 全住住合(では、162 を 162 を 162 を 163 を 164 を 1

| マイロめ以に仕とよ当床の | マイロの以に仕とよ当床の | マンの | マン

	エ 認定の対象
	が住宅及び住
	宅以外の部分
	<u>を有する建築</u> 物である場合
	申請に係る建
	築物の住宅の
	部分につい
	て、次の(ア)
	<u> 又は (イ) に</u>
	掲げる区分に 応じ、当該
	<u>応じ、当該</u> (ア) マけ
	(イ) に定め
	る額に、住宅
	以外の部分の
	床面積の合計
	<u>に応じてウの</u> 規定により算
	出した額を加
	算した額
	(ア) 建築物の
	住宅の部分が
	<u>1</u> の単位住戸 を有する場合
	アに規定する
	額
	(イ) 建築物の
	住宅の部分が
	<u>2以上の単位</u> 住戸を有する
	場合申請に
	場合 申請に 係る建築物の
	住宅の部分の
	床面積(省令 第4条第3項
	第 4 条第 3 項 第 2 号の規定
	を適用する場
	合にあって
	は, 共用部分
	の床面積を除

	集住分薬合建の積第のすっ部を計の算、部のでよ額額に現出作分系合産の表の第2 適に共面のでは、1 ででを物・可では、1 ででである。 1 ででをがいる。 2 適に共面のでは、1 でででは、1 でででない。 2 でででいる。 3 規名でため、1 ででででは、1 ででででは、1 ででででは、1 でででは、1 でででは、1 でででは、1 ででは、1 ででは、1 ででは、1 ででは、1 ででは、1 ででは、1 ででは、1 ででは、1 ででは、1 では、1

	く。)の合計に 応じてイの規 定により算出 した額
477の2の6 以下略	

別表第2~別表第4 略

別表第5(第3条関係)

指定試験機 関等	試験等	名称	金額	
1~3 の 2 の 2 (略)				
3保第の1規よ事護専実修試実関事行ると者の介険927項定りが支門務受験施す務わこしたが2項定りが支門務受験施す務わこし	介護支援専門員実務研修受講試験	介護支援専門員実務手数料	9,400 円	
30204				

477の2の6 以下略	

別表第2~別表第4 略

別表第5(第3条関係)

指定試験機 関等	試験等	名称	金額
1~3 の 2 の 2 (略)			
3 保第の1規よ事護専実修試実関事行ると者の保第の1規よ事護専実修試実関事行ると者	介護支援専門員実務所修受講試験	介護支援専門 員実務研修 講試験手数料	<u>9,800 円</u>
$3 \oslash 2 \oslash 4$			

~ (略)			~ (略)		

令和5年第1回定例会 総務企画委員会説明資料

1	令和4年度包括外部監査の結果及び今後の対応について・・・・・・・・	2
2	令和3年度茨城県の財務書類の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	財政収支見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4	県有財産の有効活用について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5	茨城県県税条例の改正について・・・・・・・・・・・ 1	11

令和5年3月14日

総 務 部

総務企画委員会説明資料

総務部 出資団体指導·行政監察室

項 目 令和4年度包括外部監査の結果及び今後の対応について

1 監査の実施経過

- (1) 監査テーマ 水道事業における財産の維持管理等に関する財務事務の執行及び経営管理について
- (2) 監査対象機関 9機関(企業局及び関係機関、政策企画部、総務部)
- (3) 監査の視点
 - ・水道事業における財産の維持管理等に関する財務事務の執行は適切に実施されているか。
 - ・水道事業における財産の老朽化に対応する維持管理等が適切に実施されているか。
 - ・長期的に水道事業が健全に運営されるための計画が適切に立案、実施されているか。
- (4) 監査実施期間 令和4年7月11日 ~ 令和5年2月28日
- (5)包括外部監査人 小笠原 隆 (公認会計士)

2 監査結果

- (1) 指摘・意見の件数 21件(指摘:3件、意見:18件)
- (2) 主な指摘・意見

区分	指摘・意見の内容	関係 所属
指摘	【長期収支見通しにおける投資コスト上昇反映の必要性】 ○ 工事費の中で労務費や材料費の高騰などにより、投資コストの上振れリスクがある。長期収支見通しにおける財源試算において、許容できる範囲で投資コストを増額することの要否を検討する必要がある。 ○ 将来の投資コスト精緻化のため、各水道管のルートごとの工法を特定することや不断水工事の必要なエリアを特定することなど投資計画に反映させる必要がある。	企業局
指摘	【長期収支見通しにおける給水人口減少の影響反映の必要性】 ○ 将来の給水人口減少の予測が長期収支見通しに反映されていない。長期収支見通しの精緻化、合理性の向上のため、長期収支見通しに反映させる必要がある。	企業局
指摘	【長期収支見通しにおける物価変動の影響反映の必要性】 ○ 長期収支見通しにおける費用及び設備投資において、物価変動を見込んでいない。長期収支見通しの精緻化、合理性の向上のため、物価変動の影響を反映させる必要がある。	企業局
意見	【県中央広域水道用水供給事業の経営改善】 ○ 令和 12 年度以降においては、霞ヶ浦導水事業に係る減価償却費や水源管理 負担金が発生することにより、さらに厳しい経営状況となることが見込まれ る。長期収支見通しにより、将来の計画期間において、継続的な赤字が見込ま れるような場合には、料金改定を含めた抜本的な経営改善が必要である。	企業局
意見	【固定資産台帳と公有財産台帳の一元化】 ○ 行政事務の効率化の観点から、固定資産台帳と公有財産台帳の一元化は一定 の合理性はあるが、システムの投資などが必要となることから、一元化の是非 について、費用対効果など様々な観点から検討されたい。	総務部

※指摘 …適法性・正当性に問題がある事項及び経済的合理性の観点から問題のある事項で、具体的な改善措置を求めるもの

意見 …包括外部監査人からの提案で、改善の参考とするもの

3 今後の対応

時 期	内容
3月~5月	監査結果報告(指摘・意見)に対する改善措置を検討
6月中旬	第2回県議会定例会の関係常任委員会において改善措置を報告
7月下旬	監査委員による改善措置の公表

令和3年度茨城県の財務書類の概要

I はじめに

茨城県では、県民に分かりやすい形で県の財政状況に関する情報を提供するため、平成 12 年度(平成 11 年度決算)から財務書類の作成に取り組んでいます。平成 21 年度(平成 20 年度決算)からは、「総務省方式改訂モデル」と呼ばれる会計基準により財務書類を作成してきました。

平成 29 年度(平成 28 年度決算)からは、国の要請(「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成 27 年 1 月付け総務大臣通知))に基づき、「統一的な基準」と呼ばれる会計基準により取引ごとに複式仕訳を行う財務書類を作成しています。

今後とも、効率的・効果的な行財政運営に資するよう財務書類の充実に努めるとともに、財務書類の分析等を通じ、本県の財政状況に関する情報をより分かりやすい形で提供できるよう取り組んでまいります。

Ⅱ財務書類の概要

1 財務書類の種類

①貸借対照表	会計年度末において、県が住民サービスを提供するためにどのような財産(資
BS	産)を保有し、その財産(資産)がどのような財源(負債・純資産)で賄われて
(バランスシート)	いるのかを表示したもの
	⇒資産と負債を対比することにより、県の財政状態を把握
②行政コスト計算書	行政サービスにかかった費用(経常行政コスト)と、その直接の対価として得
P L	られた手数料等(経常収益)を対比したもの
	⇒行政サービスに対する県及び受益者の負担状況を把握
③純資産変動計算書	貸借対照表の純資産が1年間でどのように変動したのかを表示したもの
NW	⇒税等の一般財源・補助金収入や臨時損益等を把握
④資金収支計算書	現金が1年間でどのように変動したのかを表示したもの
CF	⇒実際の資金の流れや残高状況を把握
(キャッシュフロー計算書)	

^{※ 「}行政コスト計算書」は、企業会計でいう「損益計算書」に相当するものですが、「統一的な基準」に基づき作成する 財務書類では、「経常収益」には受益者からの負担金や手数料のみを計上し、税収や補助金等収入は計上しないこととさ れているため、住民全体に対するサービスにかかった費用を計上する「経常費用」が「経常収益」を大きく上回ることと なり、「純行政コスト」が生じています。

2 財務書類の相関関係(数値は一般会計等)

【貸借対照表(BS)】 【行政コスト計算書(PL)】 費用 1 兆 611 億円 資産 2 兆 7, 546 億円 負債 2 兆 5, 269 億円 収益 434 億円 事業用資産 6,575 億円 • 固定負債 2 兆 2,516 億円 •経常費用 • 経常収益 ・インフラ資産 1兆4,290億円 流動負債 1兆 600 億円 2,753 億円 433 億円 • 臨時損失 • 臨時利益 その他固定資産 4,529 億円 流動資産 2,153 億円 11 億円 1 億円 (うち現金預金 431 億円) 純資産 純行政コスト 2, 277 億円 1兆 178 億円 【資金収支計算書(CF)】 【純資産変動計算書(NW)】 前年度末資金残高 435 億円 前年度末純資産残高 2,177億円 本年度資金収支額 △71 億円 本年度純資産変動額 100 億円 • 業務活動収支 580 億円 △1 兆 178 億円 ・純行政コスト · 財源(税収等・国補) 1兆 294 億円 • 投資活動収支 △969 億円 • 財務活動収支 319 億円 その他 △17 億円 年度末資金残高 364 億円 年度末歳計外現金残高 67 億円 年度末現金預金残高 431 億円 年度末純資産残高 2,277 億円

Ⅲ 財務書類の概要(一般会計等)

1 貸借対照表(BS)の状況

(単位:億円)

되 D &			134
科目名	R3	R2	増減
【資産の部】	27,546	27,077	469
固定資産	25,393	24,934	459
有形固定資産	21,039	21,178	△ 139
事業用資産	6,575	6,654	△ 79
インフラ資産	14,290	14,357	△ 67
物品	174	167	7
無形固定資産	2	2	0
投資その他の資産	4,353	3,754	599
投資及び出資金	1,616	1,608	8
投資損失引当金	△ 83	△ 83	0
長期延滞債権	75	330	△ 255
長期貸付金	820	909	△ 89
基金	1,931	1,257	674
徴収不能引当金	Δ 6	△ 268	262
流動資産	2,153	2,143	10
現金預金	431	493	△ 62
未収金	19	30	Δ 11
短期貸付金	92	103	Δ 11
基金	883	779	104
棚卸資産	730	742	△ 12
徴収不能引当金	△ 2	△ 3	1

<.1 m >			111 4 5
科目名	R3	R2	増減
【負債の部】	25,269	24,899	370
固定負債	22,516	22,399	117
地方債	19,988	19,930	58
長期未払金	1	1	0
退職手当引当金	2,518	2,459	59
損失補償等引当金	8	8	0
流動負債	2,753	2,501	252
1年内償還予定地方債	2,502	2,243	259
未払金	ı	I	_
賞与等引当金	184	198	△ 14
預り金	68	59	9
【純資産の部】	2,277	2,177	100
【負債·純資産合計】	27,546	27,077	469

【ポイント】

- ・令和3年度における資産合計は、2兆7,546億円、負債合計は2兆5,269億円、純資産は2,277億円となっています。
- ・資産の内訳は、事業用資産 6,575 億円、インフラ資産 1 兆 4,290 億円、投資その他の資産 4,353 億円、流動資産 2,153 億円等となっています。
- ・負債の内訳は、固定負債 2 兆 2,516 億円、流動負債 2,753 億円となっており、その内、県債残高は 2 兆 2,490 億円となっています。

<前年度からの主な増減>

- ・資産:469億円増加(基金への積立てによる増等)
- ・負債:370億円増加(県債残高の増、退職手当引当金の増等)

2 行政コスト計算書 (PL) の状況

(単位:億円) **増減**

59

△ 4

科目名	R3	R2	増減
経常費用(A)	10,600	9,939	661
業務費用	6,161	5,681	480
人件費	3,246	3,132	114
物件費等	2,684	2,378	306
物件費	1,438	1,147	291
維持補修費	682	688	△ 6
減価償却費	564	543	21
その他の業務費用	231	171	60
移転費用	4,440	4,259	181
補助金等	3,989	3,842	147
他会計への繰出金	249	250	Δ1
その他	202	167	35

その他	267	204	63
純経常行政コスト(A-B)(C)	10,167	9,566	601
臨時損失(D)	11	74	△ 63
吃吐扒 光 (┏)	- 1	- 1	^

R3

<u>433</u>

166

R2

374

170

臨時利益(E) 1 1	臨時損失(D)	11	74	△ 63
	臨時利益(E)	1	1	0
純行政コスト(C+D-E) 10,178 9,638 54	純行政コスト(C+D-E)			540

【ポイント】

- ・令和3年度の行政コスト計算書は、経常費用が1兆600億円、経常収益が433億円、差引である純経常行政コストが10,167億円となっています。
- ・臨時損益を含めた純行政コストは1兆178億円となっており、純行政コストは、地方税等の一般財源や補助金等収入(純資産変動計算書に計上)で賄われます。
- <前年度からの主な増減>
- ・純行政コスト:540 億円増加

(退職手当引当金繰入額の増、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の増等)

科目名

使用料及び手数料

経常収益(B)

3 純資産変動計算書(NW)の状況

(単位:億円)

科目名	R3	R2	増減
①前年度末純資産残高	2,177	2,250	△ 73
②純行政コスト(Δ)	△ 10,178	△ 9,638	△ 540
③財源	10,294	9,557	737
税収等	7,329	6,797	532
国県等補助金	2,965	2,760	205
④本年度差額(②+③)	117	△ 81	198
⑤資産評価差額	1	1	Δ1
⑥無償所管換等	△ 12	8	△ 20
⑦その他	△ 5	△ 1	△ 4
⑧本年度純資産変動額(④+⑤+⑥+⑦)	100	△ 73	173
⑨本年度末純資産残高(①+⑧)	2,277	2,177	100

【ポイント】

- ・令和3年度末の純資産は、地方税等の一般財源や補助金等収入が純行政コストを上回ったこと等により、前年度末から100億円増の2,277億円となっています。
- ・純資産の変動を項目別にみると、純行政コスト1兆178億円に対し、財源については税収等が7,329億円、国県等補助金が2,965億円となっております。

4 資金収支計算書(CF)の状況

(単位:億円)

科目名	R3	R2	増減
業務活動収支(A)	580	211	369
業務支出	10,780	10,235	545
業務費用支出	6,341	5,977	364
人件費支出	3,202	3,228	△ 26
物件費等支出	2,120	1,836	284
その他	1,019	913	106
移転費用支出	4,440	4,259	181
補助金等	3,989	3,842	147
その他	451	417	34
業務収入	11,366	10,509	857
税収等収入	8,129	7,539	590
国県等補助金収入	2,795	2,589	206
使用料及び手数料収入	166	170	△ 4
その他	276	212	64
臨時支出	6	62	△ 56
臨時収入	-	-	_

科目名	Da	Dο	(十四.応口)
	R3	R2	増減
投資活動収支(B)	△ 969	△ 215	△ 754
投資活動支出	2,456	2,191	265
公共施設等整備費支出	441	508	△ 67
基金積立金支出	1,001	496	505
貸付金支出	1,005	1,178	△ 173
その他	9	10	Δ1
投資活動収入	1,487	1,976	△ 489
国県等補助金収入	170	171	Δ1
基金取崩収入	222	215	7
貸付金元金回収収入	1,093	1,583	△ 490
その他	2	7	△ 5
財務活動収支(C)	319	77	242
財務活動支出	2,232	2,858	△ 626
地方債償還支出	2,232	2,858	△ 626
財務活動収入	2,551	2,935	△ 384
地方債発行収入	2,551	2,935	△ 384

本年度資金収支額(A+B+C)(D)	△ 71	74	△ 145
前年度末資金残高(E)	435	361	74
本年度末資金残高(D+E)(F)	364	435	△ 71
本年度末歳計外現金残高(G)	67	59	8
本年度末現金預金残高(F+G)	431	493	△ 62

- ・令和3年度末の資金残高は364億円となっています。
- ・資金収支の内訳をみると、業務活動収支が580億円、投資活動収支が△969億円、財務活動収支が319億円となっており、業務活動収支及び財務活動収支による増が投資活動収支による減を下回ったことにより、前年度末から71億円の減となっています。
- ・歳計外現金も含めた令和3年度末の現金預金残高は、431億円となっています。
- ※ 各財務書類については、表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない場合があります。

(参考) 主な用語の説明

	 区分	が説明 	定義				
10-	1						
貸借対照表	資産の部	事業用資産	庁舎や県立学校、県営住宅など行政サービスに利用する資産				
照表		インフラ資産	道路や橋りょう、港湾施設、ダムなど、社会基盤となる資産				
		無形固定資産	ソフトウェアや地上権等の物権、特許権や著作権等				
		投資及び出資金	公益法人等への出資金等				
		棚卸資産	売却を目的として所有する物品、建物、土地等				
	負債の部	退職手当引当金	在籍する全職員が、年度末に普通退職したと仮定した				
			場合の退職手当の支給見込額				
		賞与等引当金	翌年度支給予定の期末手当及び勤勉手当等のうち、当				
			該年度の負担に相当する部分(12~3月)				
行政	経常費用	人件費	職員の給与や手当等				
コスト		物件費	委託料や 100 万円未満の備品購入費など消費的性質の経費				
-計算書		維持修繕費	資産の機能維持のために必要な修繕費等				
		減価償却費	一定の耐用年数に基づき計算された、当該会計期間中 の資産価値減少金額				
	r/> n+ ↓□ ↓		災害復旧事業費や資産除売却損など、経常的ではない				
	臨時損失		事由に基づく損失				
	臨時収益		資産売却益など、経常的ではない事由に基づく利益				
純	純行政コス	く ト	「経常費用」から「経常収益」を差し引いた「純経常				
) 産			行政コスト」に「臨時損失」及び「臨時利益」を加減				
変動			して算出。				
計			純資産変動計算書の「純行政コスト」と一致				
純資産変動計算書	資産評価差		出資金や土地等について、時価評価による評価替えを				
			行った際に生じる差額				
	無償所管拗	英等	無償で譲渡又は取得した固定資産の評価額等				
資	業務活動収		県税等の収入や、職員の給与・施設の管理等といった				
金			通常の業務活動に関する収支				
資金収支計算書	投資活動収	又支	県の公共施設やインフラの整備、基金の積立といった				
計			投資活動に関連する収支				
异 書 	財務活動収	又支	県債の発行や償還等の財務活動に関する収支				

財政収支見通し

令和5年度当初予算を基礎として、現行の制度・施策を前提に、令和6年度~令和9年度の今後の財政収支見通しを機械的に試算しました。

1. 歳出

今後も、社会保障関係費等の義務的な経費の増加により、財政構造の硬直化が進んでいくことが見込まれます。

- ・退職手当については、職員の定年延長(2年に1歳ずつ段階的に引き上げ)により、 令和6年度は280億円と最高額になり、令和9年度は100億円と最低額になるなど2 年おきに増減することが見込まれます。なお、負担の平準化を図るため、令和5年度、 令和7年度、令和9年度に退職手当基金への積立を見込んでいます。
- ・社会保障関係費については、高齢化等に伴い引き続き増加していくことが見込まれます。
- ・公債費については、令和5年度にのみ、157億円の繰上償還分を計上しております。
- ・投資的経費については、公共施設等総合管理計画による公共施設等の維持管理・更新 等に係る増等を見込んでいます。
- ・新型コロナウイルス感染症関連については、中小企業融資関連を除き、原則として令和5年度までとしていますが、今後、国の方針などを踏まえ、必要に応じて計上してまいります。

(単位:億円)

	区 分	R 5	R6	R7	R8	R9
	義務的な経費	6, 278	6, 330	6, 240	6, 450	6, 350
	人件費 (退職手当除き)	2, 872	2,870	2,870	2, 865	2, 860
歳	退職手当	119	280	110	260	100
	社会保障関係費	1, 664	1,710	1, 750	1, 790	1,840
	公債費	1, 623	1, 470	1, 510	1, 535	1, 550
	投資的経費	1, 462	1, 570	1, 560	1, 580	1, 490
出	一般行政費	3, 276	2, 630	2, 540	2, 360	2, 350
	税交付金等	1, 906	1, 930	1, 950	1, 980	2,000
	計	12, 922	12, 460	12, 290	12, 370	12, 190

2. 歳入

国の試算による経済成長率等を基に試算すると、以下のとおりとなります。 なお、経済状況や国の財政状況等によっては、税収や地方交付税等の一般財源が 大きく変動することがあります。

(単位:億円)

	区 分	R 5	R6	R7	R8	R9
	一般財源	8, 407	8, 470	8, 540	8,630	8, 690
	県税・地方譲与税等	6, 279	6, 350	6, 430	6, 490	6, 540
歳	地方交付税	1, 964	2,060	2, 110	2, 140	2, 150
	臨時財政対策債	164	60	_	_	_
	国庫支出金	1,647	1, 280	1, 280	1, 280	1, 290
入	県債(臨場が対策債を除く)	675	860	840	860	760
	その他歳入	2, 193	1,850	1,630	1,600	1, 450
	計	12, 922	12, 460	12, 290	12, 370	12, 190

3. 収支見通し

1及び2の試算により、今後の財政収支見通しは以下のとおりとなります。 引き続き、将来世代の受益に繋がる事業に大胆に取組みながらも、事業の選択と 集中やスクラップ・アンド・ビルドなどを徹底し、財源の確保に努めてまいります。

(単位:億円)

区	分	R5	R6	R7	R8	R9
歳	出	12, 922	12, 460	12, 290	12, 370	12, 190
歳	入	12, 922	12, 460	12, 290	12, 370	12, 190
収	支	-	_	_	_	_

〔推計の主な前提条件〕

- ○人件費(退職手当除き)、退職手当、社会保障関係費、投資的経費
 - : 過去の伸率等を参考に推計
- ○公債費:現時点での償還計画による
- ○一般財源総額:地方財政計画の過去の伸率及び社会保障関係費の増を参考に推計
- ○地方税等の推計の前提となる名目経済成長率:+0.5~1.2%程度/年で試算(※)
 - ※「中長期の経済財政に関する試算」(令和5年1月24日内閣府のベースラインケースによる

総務企画委員会説明資料

総務部 管財課

項 目 県有財産の有効活用について

1 ネーミングライツの募集について

(1)概要

県有財産の有効活用による歳入の確保を図るため、ネーミングライツ(施設命名権) を募集する。

(2) 募集期間

令和5年2月20日~3月17日

(3) 募集施設

157施設

○建物系施設の最低希望金額及び主な施設(48施設)

最低希望金額	主な施設
(年額)	
	県立図書館、笠間芸術の森公園、
500万円	県西総合公園、大子広域公園、
	国民宿舎「鵜の岬」・カントリープラザ「鵜の岬」
	霞ヶ浦総合公園、千波公園、大洗公園、
	鹿島灘海浜公園、砂沼広域公園、
200万円	堀原運動公園武道館、りんりんスクエア土浦、
	県南生涯学習センター、県西生涯学習センター、
	県民の森、青少年会館
100万円	笠松運動公園体育館ほか13施設
50万円	鳥獣センターほか17施設

○インフラ系施設の最低希望金額(109施設)

道路(須賀川大子線ほか10箇所)	29.6万円~519.2万円
歩道橋(千波歩道橋ほか90箇所)	11万円、22万円、33万円
ダム(竜神ダムほか6箇所)	33万円~82.5万円

(4) 今後の予定

令和5年3月23日:選定委員会の開催(パートナー候補の選定)

3月中 :パートナーの決定

各施設所管課と契約締結

4月:ネーミングライツの運用開始

2 旧茨城県公館敷地の売却について

- (1) 土地の所在等
 - ·所 在:水戸市大町二丁目545番、545番1、551番2
 - ・面積等:5,707.32㎡(近隣商業地域)
- (2)入札の状況
 - · 入 札 日:令和5年1月30日
 - ・用途の指定:商業・業務施設
 - · 入札参加者数: 7者
- (3) 落札者等
 - ・落 札 者:常洋水産株式会社(水戸市青柳町4566番地)
 - ・事業計画:スーパーマーケットの開設
 - ・落札価格:900,000千円(予定価格:386,000千円)

3 県庁舎の有効活用について

- (1)25階展望ロビー
 - ① 経 緯

新規出店に係る公募 $(R4.12.9\sim12.26)$ により、応募のあった事業者について、 審査委員会 (R5.1.10) で選定

- ② 出店事業者
 - ○スマイル株式会社(水戸市吉沢町 567 番地)
- ③ 概 要
 - ○販売内容
 - ・高級食パンを使ったサンドイッチ等の販売(地産地消のメニューを提供)
 - ・25 階の展望を楽しめるカフェの設置(県産食材を使ったスイーツの提供等)
 - ○営業時間等(予定)
 - •平日:11時~19時
 - ・休日:11時~17時(年末年始を除く)
- ④ 今後の予定
 - ○令和5年3月27日:正式オープン
 - ※正式オープンに先立ち、2月27日にプレオープンし、サンドイッチ等のテイクアウト販売を実施中
- (2) 11階アトリウム
 - ① 経 緯

令和4年9月から、フロアの一部を民間の会議、セミナーやコワーキング等、 ビジネス等での利用に提供(令和5年1月から有料化)

- ② 利用方法等
 - 利用時間:平日9時~18時(最大21時まで利用可)
 - ・利用料金:セミナーゾーン (団体) 1日 2,000円 コワーキングゾーン(個人) 1日 200円 (1人当たり)
- ③ 利用状況(令和5年2月末現在)
 - ・セミナーゾーン: 17件(ライフプランセミナー、健康管理講座等)
 - ・コワーキングゾーン:70件(テレワーク、Web 会議、打合せ等) その他、県主催のイベント等を15回開催

(宇宙ビジネスフォーラム、アウトドアビジネスマッチング等)

総務企画委員会説明資料

総務部 税務課

項目

茨城県県税条例の改正について

1 背 景

- 令和5年度税制改正を反映した「地方税法等の一部を改正する法律」(以下「法」という。)が今月末に公布される見込み(現在国会審議中)。
- 法改正に伴い、本条例の改正が必要。

2 主な改正内容

- (1)令和5年4月1日施行
 - ① 自動車税 (種別割)

電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置(翌年度の種別割75%軽減)等について、適用期限を3年延長する。

(令和5年3月31日まで→令和8年3月31日まで)

② 自動車税 (環境性能割)

ア 新型コロナウイルス感染症を背景とした半導体不足等の状況を踏ま え、現行の税率区分を令和5年12月末まで据え置く。

(令和5年3月31日まで→令和5年12月31日まで)

イ 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る特例措置について、歩 行者検知機能付き衝突被害軽減ブレーキを対象措置に追加した上、2年 延長する。

(令和5年3月31日まで→令和7年3月31日まで)

- (2) 上記(1)以外(令和6年1月1日ほか施行)
 - ① 自動車税 (環境性能割)

2035年電動車 100% (乗用車新車販売)とする政府目標と整合させ、電動車の一層の普及促進を図る観点から、各税率区分における燃費基準達成度を3年間で段階的に引き上げる。

② 公示送達

公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項を書面にて掲示場に掲示し、又は電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置くこととする。

3 今後の対応

- 〇 本条例の改正のうち、令和5年4月1日施行分については、専決処分(地方 自治法第179条第1項)での対応を予定。
- それ以外の改正については、本年第2回定例会に条例改正案を議案として提 出予定。

〔参考資料〕

自動車税(環境性能割)の税率区分の見直し

自動車税(自家用乗用車)

〔現行〕(令和3、4年度)

税率	対象車
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車
106	2030年度燃料基準 85%達成~
1%	75%達成~
2%	60%達成~
3%	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成



	() () () () () () () () () ()							
税率		対象車						
化光 辛	(令和6年1月~)	(令和7年4月~)						
非課税	電気自動車、 燃料電池自動車、 天然ガス自動車、 プラグインハイブリッド車							
104	2030年度燃費基準 85%達成~	2030年度燃費基準 95%達成~						
1%	80%達成~	85%達成~						
2%	70%達成~	75%達成~						
3%	上記以外 又は 2020年度燃費基準未達成							

資料1-3

令和4年度県出資法人等経営評価結果について

○経営評価結果の概要・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
○令和4年度経営評価区分一覧	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3

総 務 部

○経営評価結果の概要

1 経営評価の実施及び評価の視点

経営評価は、「県の出資法人等への関わり方に関する基本的事項を定める条例」に基づき、県内の出資法人等を対象に、毎年度実施している。評価は、次の5つの視点を踏まえて行っている。

(1) 目 的 適 合 性:法人事業と当初の設立目的が適合しているか。

(2)計画性:経営目的・経営方針が計画等に反映され、計画・実行・見直しが行われているか。

(3)組織運営の健全性:内部統制が適切で、かつ情報公開による透明性の確保が適切か。

(4) 効 率 性:人的・物的な経営資源が有効に活用されているか。

(5) 財務の健全性:財務の健全性が確保されているか。

2 評価結果

	法人数		内	訳		令和3年度
評価区分	(構成比)	一般社団・財団法人	公益社団·財団法人	会社法法人	特殊法人	法人数との比較
概ね良好	2 4 (73%)	4	1 4	4	2	+ 2
改善の余地あり	5 (15%)	0	2	2	1	1
改善措置が必要	3 (9%)	0	0	1	2	1
大いに改善を要する又は 緊急の改善措置が必要	1 (3%)	0	0	1	0	_
合 計	3 3	4	1 6	8	5	_

^{*}法人別の評価については、次ページ「令和4年度経営評価区分一覧」を参照。

〇令和4年度経営評価区分一覧

計	(0)	(0)	(1)	(0)	33
必要 要 き は 要 き は 緊 き は 緊					1
が急要大 必のすい			鹿島都市開発(株)		
置が必要	(0)	(0)		茨城県道路公社 茨城県土地開発公社 (2)	3
改 善 措			鹿島共同再資源化センター (株)	# 나사 데 꾹 마 사 사.	
あり	(0)	(2)	(2)	(1)	
改善の余地		(公財) 茨城県看護教育財団 (公財) 茨城県教育財団	鹿島臨海鉄道(株) (株) 茨城県中央食肉公社	(社福)茨城県社会福祉事業団	5
概ね良好	(4)	(公財) いばらき中小企業グローバル推進機構 (公財) 茨城カウンセリングセンター (公社) 茨城県農林振興公社 (公社) 茨城県森林・林業協会 (公財) 茨城県栽培漁業協会 (公財) 那珂川沿岸土地改良基金協会 (公財) 茨城県スポーツ協会 (公財) 茨城県防犯協会 (公財) 茨城県暴力追放推進センター (14)	(4)	(2)	24
	(一財) 茨城県環境保全事業団(一財) 茨城県科学技術振興財団(一財) 茨城県建設技術公社(一財) 茨城県建設技術管理センター	(公財) いばらき文化振興財団 (公財) 茨城県消防協会 (公財) いばらき腎臓財団 (公財) 茨城県国際交流協会 (公財) 茨城県開発公社	☆ (株) ひたちなかテクノセンター(株) つくば研究支援センター鹿島埠頭(株)(株) 茨城ポートオーソリティ	茨城県信用保証協会 茨城県農業信用基金協会	
評価 区分	一般社団・財団法人	公益社団・財団法人	会社法法人	特殊法人	計

介:評価が上がった法人

(注) 1 法人数

- ・対象外となった法人 ▲1法人
- (株) 茨城放送 (R3評価:改善の余地あり)
- ・新たに対象となった法人 +1法人
- (公社) 茨城県森林・林業協会(R4評価: 概ね良好)
- ※同法人は令和4年4月1日付けで合併により発足したことから、令和3年度決算がないため、今回の経営評価は、合併前の法人のうち援助法人に該当する旧(公社)茨城県林業協会の決算を対象として実施。
- 2 評価区分に変更があった法人 1法人 ・評価が上がった法人(1法人)
- (株) ひたちなかテクノセンター 「改善措置が必要」→「概ね良好」

令和3年度 茨城県の財務書類

令和5年3月 茨城県総務部

	目	次	頁
Ι		まじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
Π	1 2 3	オ務書類の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
Ш	1 (- 般会計等財務書類の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	(行政コスト計算書 (PL) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 6
	(純資産変動計算書(NW) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(資金収支計算書(CF) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
IV	1 2 3 4	全体財務書類の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
V	1 2 3 4	連結財務書類の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
	貸行純	会計等財務書類	1 2
	貸行純	才務書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
	貸行純	才務書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20

I はじめに

茨城県では、県民に分かりやすい形で県の財政状況に関する情報を提供するため、平成 12 年度(平成 11 年度決算)から財務書類の作成に取り組んでいます。平成21年度(平成20年度決算)からは、「総務省方式 改訂モデル」と呼ばれる会計基準により財務書類を作成してきました。

平成29年度(平成28年度決算)からは、国の要請(「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」 (平成27年1月付け総務大臣通知)) に基づき、「統一的な基準」と呼ばれる会計基準により取引ごとに複式 仕訳を行う財務書類を作成しています。

今後とも、効率的・効果的な行財政運営に資するよう財務書類の充実に努めるとともに、財務書類の分析 等を通じ、本県の財政状況に関する情報をより分かりやすい形で提供できるよう取り組んでまいります。

<注>

本資料の図表中の数値については、表示単位未満四捨五入の関係で、合計等が一致しない場合があります。

Ⅱ 財務書類の概要

1 財務書類の種類

①貸借対照表	会計年度末において、県が住民サービスを提供するためにどのような財産(資
BS	産)を保有し、その財産(資産)がどのような財源(負債・純資産)で賄われ
(バランスシート)	ているのかを表示したもの
	⇒資産と負債を対比することにより、県の財政状態を把握
②行政コスト計算書	行政サービスにかかった費用(経常行政コスト)と、その直接の対価として
P L	得られた手数料等(経常収益)を対比したもの
	⇒行政サービスに対する県及び受益者の負担状況を把握
③純資産変動計算書	貸借対照表の純資産が1年間でどのように変動したのかを表示したもの
NW	⇒税等の一般財源・補助金収入や臨時損益等を把握
④資金収支計算書	現金が1年間でどのように変動したのかを表示したもの
CF	⇒実際の資金の流れや残高状況を把握
(キャッシュフロー計算書)	

^{※ 「}行政コスト計算書」は、企業会計でいう「損益計算書」に相当するものですが、「統一的な基準」に基づき作成す る財務書類では、「経常収益」には受益者からの負担金や手数料のみを計上し、税収や補助金等収入は計上しないこと とされているため、住民全体に対するサービスにかかった費用を計上する「経常費用」が「経常収益」を大きく上回る こととなり、「純行政コスト」が生じています。

434 億円

433 億円

1 億円

2,177億円

100 億円

△17 億円

2, 277 億円

2 財務書類の相関関係(数値は一般会計等)

【貸借対照表(BS)】 【行政コスト計算書(PL)】 2 兆 7,546 億円 負債 2 兆 5, 269 億円 費用 1兆 611億円 収益 資産 • 経常収益 ・事業用資産 • 固定負債 2 兆 2,516 億円 •経常費用 6,575 億円 ・インフラ資産 1兆4,290億円 流動負債 1兆 600 億円 2,753 億円 その他固定資産 4,529 億円 ・臨時損失 • 臨時利益 流動資産 2,153 億円 11 億円 (うち現金預金 431 億円) 純資産 純行政コスト 2,277 億円 1兆 178億円 【資金収支計算書(CF)】 【純資産変動計算書(NW)】 前年度末資金残高 435 億円 前年度末純資産残高 本年度資金収支額 △71 億円 本年度純資産変動額 580 億円 ・純行政コスト △1 兆 178 億円 ・業務活動収支 1兆 294 億円 投資活動収支 △969 億円 ・財源(税収等・国補) 財務活動収支 319 億円 その他 年度末資金残高 364 億円 年度末歳計外現金残高 67 億円 年度末現金預金残高 431 億円 年度末純資産残高

[※] 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない場合があります。(以下同じ)

3 財務書類の会計区分

財務書類は「一般会計等」、「全体」及び「連結」の3区分により作成しています。

一般会計等		一般会計及び公営事業以外の特別会計(9会計)を加えた10会計を対象
全	体	「一般会計等」に公営事業会計(11会計)を加えた21会計を対象
連	結	「全体」に加え、地方公社(2)及び第三セクター等(23)を対象

※ 会計間の相互取引及び債権債務は相殺消去しています。

般会計等

一般会計

特別会計(公営事業以外)【9】

公債管理特別会計、市町村振興資金特別会計、鹿島臨海工業地帯造成事業特 別会計、母子・父子・寡婦福祉資金特別会計、中小企業事業資金特別会計、 農業改良資金特別会計、公共用地先行取得事業特別会計、林業・木材産業改 善資金特別会計、沿岸漁業改善資金特別会計

全

体

地方公営事業会計【11】

特別会計【5】

競輪事業、港湾事業、都市計画事業土地区画整理事業、医療大学付属病院事業、 国民健康保険特別会計

企業会計【6】

水道事業、工業用水道事業、地域振興事業、病院事業、鹿島臨海都市計画下水道 事業、流域下水道事業

結

連

地方公社【2】

茨城県土地開発公社、茨城県道路公社

第三セクター等【23】

鹿島臨海鉄道(株)、(公財)茨城県開発公社、鹿島都市開発(株)、(一財)茨城県科学技術 振興財団、(公財) 茨城県消防協会、(公財) 茨城県国際交流協会、(公財) いばらき文化振興 財団、(一財)茨城県環境保全事業団、茨城県社会福祉事業団、(公財)いばらき腎臓財団、 (公財) 茨城県看護教育財団、(公財) 茨城県中小企業グローバル推進機構、(株) ひたちな かテクノセンター、(株) 茨城県中央食肉公社、(公社) 茨城県農林振興公社、(公財) 茨城県 栽培漁業協会、(公財) 那珂川沿岸土地改良基金協会、(一財) 建設技術管理センター、鹿島 埠頭(株)、(株) 茨城ポートオーソリティ、(公財) 茨城県教育財団、(公財) 茨城県スポー ツ協会、(公財) 茨城県暴力追放推進センター

Ⅲ 一般会計等財務書類の概要

1 貸借対照表(BS)

(1) 貸借対照表(BS)とは

会計年度末において、県が住民サービスを提供するためにどのような財産(資産)を保有し、その財産 (資産)がどのような財源(負債・純資産)で賄われてきたかを表示したものです。

「負債」とは、地方債などの借入金で、将来支払が必要な債務であり、将来世代の負担となるものです。 一方、資産と負債の差額である「純資産」は、税収や国からの補助金等であり、将来の支払負担を生じないものです。

「資産」と「負債」を対比することにより、将来世代の負担状況や財政状況の安定性を把握することができます。

借方	貸方		
資産	負 債⇒将来支払が必要な債務		
・道路・学校などの公共資産	(将来世代の負担分)		
・現金預金や貸付金などの債権	・ 地方債など		
	純資産⇒資産と負債の差額であり、将来		
	の支払負担を生じないもの		
	(これまでの世代による負担分)		

(2) 貸借対照表(BS)の状況

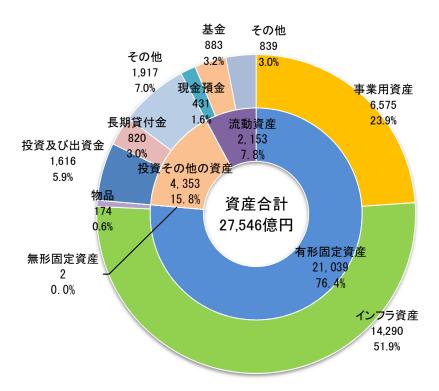
(単位:億円)

科目名	R3	R2	増減
【資産の部】	27,546	27,077	469
固定資産	25,393	24,934	459
有形固定資産	21,039	21,178	△ 139
事業用資産	6,575	6,654	△ 79
インフラ資産	14,290	14,357	△ 67
物品	174	167	7
無形固定資産	2	2	0
投資その他の資産	4,353	3,754	599
投資及び出資金	1,616	1,608	8
投資損失引当金	△ 83	△ 83	0
長期延滞債権	75	330	△ 255
長期貸付金	820	909	△ 89
基金	1,931	1,257	674
徴収不能引当金	△ 6	△ 268	262
流動資産	2,153	2,143	10
現金預金	431	493	△ 62
未収金	19	30	Δ 11
短期貸付金	92	103	Δ 11
基金	883	779	104
棚卸資産	730	742	△ 12
徴収不能引当金	△ 2	△ 3	1

	· · · — · ·				
科目名	R3	R2	増減		
【負債の部】	25,269	24,899	370		
固定負債	22,516	22,399	117		
地方債	19,988	19,930	58		
長期未払金	1	1	0		
退職手当引当金	2,518	2,459	59		
損失補償等引当金	8	8	0		
流動負債	2,753	2,501	252		
1年内償還予定地方債	2,502	2,243	259		
未払金	1	1	1		
賞与等引当金	184	198	△ 14		
預り金	68	59	9		
【純資産の部】	2,277	2,177	100		
【負債·純資産合計】	27,546	27,077	469		

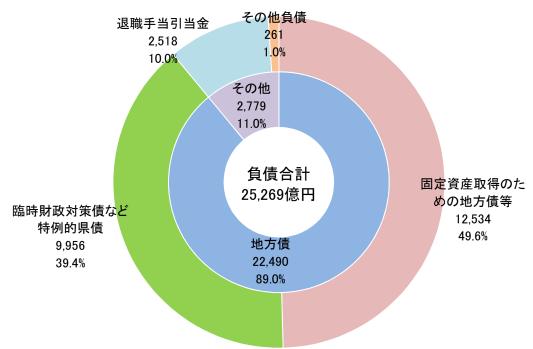
- ・令和3年度における資産合計は、2兆7,546億円、負債合計は2兆5,269億円、純資産は2,277億円となっています。
- ・資産の内訳は、事業用資産 6,575 億円、インフラ資産 1 兆 4,290 億円、投資その他の資産 4,353 億円、 流動資産 2,153 億円等となっています。
- ・負債の内訳は、固定負債 2 兆 2,516 億円、流動負債 2,753 億円となっており、その内、県債残高は 2 兆 2,490 億円となっています。
- <前年度からの主な増減>
- ・資産:469億円増加(基金への積立てによる増等)
- ・負 債:370億円増加(県債残高の増、退職手当引当金の増等)

【資産の構成】 (単位:億円)



有形固定資産は2兆1,039億円となっており、公共施設や庁舎などの「事業用資産」が6,575億円、道路や港湾などの「インフラ資産」が1兆4,290億円、公用車などの「物品」が174億円となっています。

【負債の構成】 (単位:億円)



地方債の内、臨時財政対策債などの特例的県債が9,956億円となっており、このうち臨時財政対策債の償還金については、全額が交付税措置されることとなっています。県債残高の概ね4割程度は交付税措置が予定されています。

【県民一人当たり資産・負債】

令和4年1月1日現在の本県の人口は2,890,377人であることから、県民一人当たりの資産総額は953千円、負債総額は874千円となっています。

2 行政コスト計算書(PL)

(1) 行政コスト計算書 (PL) とは

行政コスト計算書は、当該年度の資産形成に結びつかない行政サービスに要したコスト(経費)と、行政 サービスの提供により得られた収益(使用料や手数料等)を表示したものです。なお、減価償却費や退職手 当引当金繰入額等の非現金コストも計上されています。

(2) 行政コスト計算書 (PL) の状況

(単位:億円)

科目名	R3	R2	増減
経常費用(A)	10,600	9,939	661
業務費用	6,161	5,681	480
人件費	3,246	3,132	114
物件費等	2,684	2,378	306
物件費	1,438	1,147	291
維持補修費	682	688	△ 6
減価償却費	564	543	21
その他の業務費用	231	171	60
移転費用	4,440	4,259	181
補助金等	3,989	3,842	147
他会計への繰出金	249	250	Δ1
その他	202	167	35

科目名	R3	R2	増減
経常収益(B)	433	374	59
使用料及び手数料	166	170	△ 4
その他	267	204	63
純経常行政コスト(A-B)(C)	10,167	9,566	601

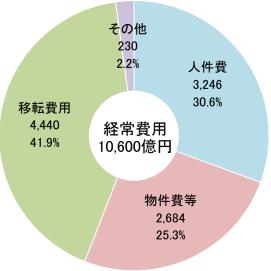
臨時損失(D)	11	74	△ 63
臨時利益(E)	1	1	0
純行政コスト(C+D-E)	10,178	9,638	540

【ポイント】

- ・令和3年度の行政コスト計算書は、経常費用が1兆600億円、経常収益が433億円、差引である純経常行政コストが10,167億円となっています。
- ・臨時損益を含めた純行政コストは1兆178億円となっており、純行政コストは、地方税等の一般財源 や補助金等収入(純資産変動計算書に計上)で賄われます。
- <前年度からの主な増減>
- ・純行政コスト:540 億円増加

(退職手当引当金繰入額の増、新型コロナウイルス感染症対策関連経費の増等)

【経常費用の構成】 (単位:億円)



経常費用は、人件費が3,246 億円、減価償却費や維持補修費等の物件費等が2,684 億円、市町村等への補助金や直轄事業負担金等の移転費用が4,440 億円、県債の支払利息等のその他が230 億円となっています。

【県民一人当たり純行政コスト】

県民一人当たりの経常費用は、367千円、経常収益は15千円、純行政コストは352千円となっています。

3 純資産変動計算書(NW)

(1) 純資産変動計算書 (NW) とは

貸借対照表の純資産が当該年度にどのように変動したのかを表示したもので、純資産の減少要因である純 行政コスト、増加要因である税収や国庫補助金等の財源、その他の変動要因を計上しています。

(2) 純資産変動計算書 (NW) の状況

(単位:億円)

科目名	R3	R2	増減
①前年度末純資産残高	2,177	2,250	△ 73
②純行政コスト(Δ)	△ 10,178	△ 9,638	△ 540
③財源	10,294	9,557	737
税収等	7,329	6,797	532
国県等補助金	2,965	2,760	205
④本年度差額(②+③)	117	△ 81	198
⑤資産評価差額	ı	1	Δ1
⑥無償所管換等	△ 12	8	△ 20
⑦その他	△ 5	Δ1	△ 4
⑧本年度純資産変動額(④+⑤+⑥+⑦)	100	△ 73	173
⑨本年度末純資産残高(①+⑧)	2,277	2,177	100

- ・令和3年度末の純資産は、地方税等の一般財源や補助金等収入が純行政コストを上回ったこと等により、前年度末から100億円増の2,277億円となっています。
- ・純資産の変動を項目別にみると、純行政コスト1兆178億円に対し、財源については税収等が7,329億円、国県等補助金が2,965億円となっております。

4 資金収支計算書(CF)

(1) 資金収支計算書(CF)とは

「キャッシュフロー計算書」と呼ばれるもので、現金が1年間でどのように変動したのかを表示したものであり、実際の資金の流れや資金の調達状況を把握することができます。

(2) 資金収支計算書 (CF) の状況

(単位:億円)

科目名	R3	R2	増減
業務活動収支(A)	580	211	369
業務支出	10,780	10,235	545
業務費用支出	6,341	5,977	364
人件費支出	3,202	3,228	△ 26
物件費等支出	2,120	1,836	284
その他	1,019	913	106
移転費用支出	4,440	4,259	181
補助金等	3,989	3,842	147
その他	451	417	34
業務収入	11,366	10,509	857
税収等収入	8,129	7,539	590
国県等補助金収入	2,795	2,589	206
使用料及び手数料収入	166	170	△ 4
その他	276	212	64
臨時支出	6	62	△ 56
臨時収入	_		-

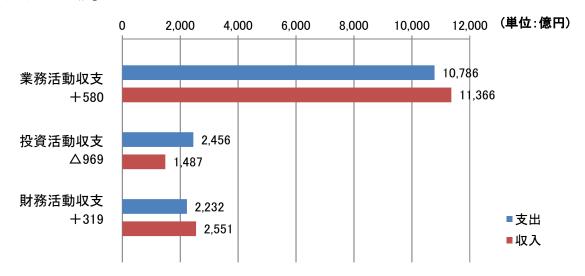
科目名	R3	R2	増減
投資活動収支(B)	△ 969	△ 215	△ 754
投資活動支出	2,456	2,191	265
公共施設等整備費支出	441	508	△ 67
基金積立金支出	1,001	496	505
貸付金支出	1,005	1,178	△ 173
その他	9	10	Δ1
投資活動収入	1,487	1,976	△ 489
国県等補助金収入	170	171	Δ1
基金取崩収入	222	215	7
貸付金元金回収収入	1,093	1,583	△ 490
その他	2	7	△ 5
財務活動収支(C)	319	77	242
財務活動支出	2,232	2,858	△ 626
地方債償還支出	2,232	2,858	△ 626
財務活動収入	2,551	2,935	△ 384
地方債発行収入	2,551	2,935	△ 384

本年度資金収支額(A+B+C)(D)	△ 71	74	△ 145
前年度末資金残高(E)	435	361	74
本年度末資金残高(D+E)(F)	364	435	△ 71
本年度末歳計外現金残高(G)	67	59	8
本年度末現金預金残高(F+G)	431	493	△ 62

【ポイント】

- ・令和3年度末の資金残高は364億円となっています。
- ・資金収支の内訳をみると、業務活動収支が580億円、投資活動収支が△969億円、財務活動収支が319億円となっており、業務活動収支及び財務活動収支による増が投資活動収支による減を下回ったことにより、前年度末から71億円の減となっています。
- ・歳計外現金も含めた令和3年度末の現金預金残高は、431億円となっています。

【資金収支の内訳】



IV 全体財務書類の概要

全体財務書類は、「一般会計等」に公営事業等11会計(競輪事業、港湾事業、都市計画事業土地区画整理事業、医療大学付属病院事業、水道事業、工業用水道事業、地域振興事業、病院事業、鹿島臨海都市計画下水道事業、流域下水道事業、国民健康保険特別会計)を対象に加えたもので、県のすべての会計を合計したものです。

1 貸借対照表(BS)の状況

(単位:億円)

科目名	R3	R2	増減
【資産の部】	36,145	35,815	330
固定資産	32,123	31,730	393
有形固定資産	27,436	27,593	△ 157
事業用資産	7,400	7,472	△ 72
インフラ資産	19,071	19,156	△ 85
物品	965	964	1
無形固定資産	1,223	1,267	△ 44
投資その他の資産	3,464	2,870	594
流動資産	4,021	4,085	△ 64

科目名	R3	R2	増減
【負債の部】	30,240	30,078	162
固定負債	27,198	27,289	△ 91
地方債	22,046	22,159	△ 113
その他	5,152	5,130	22
流動負債	3,042	2,789	253
1年内償還予定地方債	2,642	2,393	249
その他	400	396	4
【純資産の部】	5,904	5,737	167
【負債·純資産合計】	36,145	35,815	330

【ポイント】

- ・ 令和3年度における資産合計は、3兆6,145億円、負債合計は3兆240億円、純資産は5,904億円となっています。
- ・資産の内訳は、事業用資産7,400億円、インフラ資産1兆9,071億円、投資その他の資産3,464億円、 流動資産4,021億円等となっています。
- ・負債の内訳は、固定負債 2 兆 7,198 億円、流動負債 3,042 億円となっており、その内、県債残高は 2 兆 4,688 億円となっています。

2 行政コスト計算書 (PL) の状況

(単位:億円)

科目名	R3	R2	増減
経常費用(A)	13,795	12,985	810
業務費用	7,173	6,594	579
人件費	3,419	3,302	117
物件費等	3,279	2,960	319
その他の業務費用	475	332	143
移転費用	6,623	6,390	233
補助金等	6,418	6,223	195
その他	204	168	36

科目名	R3	R2	増減
経常収益(B)	1,268	1,144	124
使用料及び手数料	933	860	73
その他	335	284	51
純経常行政コスト(A-B)(C)	12,527	11,840	687

臨時損失(D)	19	78	△ 59
臨時利益(E)	2	8	△ 6
純行政コスト(C+D-E)	12,545	11,910	635

- ・ 令和3年度の行政コスト計算書は、経常費用が1兆3,795億円、経常収益が1,268億円、差引である 純経常行政コストが1兆2,527億円となっています。
- ・臨時損益を含めた純行政コストは1兆2,545億円となっており、純行政コストは、地方税等の一般財源や補助金等収入(純資産変動計算書に計上)で賄われます。

3 純資産変動計算書(NW)の状況

(単位:億円)

科目名	R3	R2	増減
①前年度末純資産残高	5,737	5,614	123
②本年度純資産変動額(③+④+⑤)	168	123	45
③純行政コスト(△)	△ 12,545	△ 11,910	△ 635
④ 財源	12,735	12,023	712
税収等	8,923	8,432	491
国県等補助金	3,812	3,591	221
⑤その他	△ 23	10	△ 33
⑥本年度末純資産残高(①+②)	5,904	5,737	167

【ポイント】

- ・令和3年末の純資産は、地方税等の一般財源や補助金等収入が純行政コストを上回ったこと等により、前年度末から167億円増の5,904億円となっています。
- ・純資産の変動を項目別にみると、純行政コスト1兆2,545億円に対し、財源について税収等が8,923 億円、国県等補助金が3,812億円となっています。

4 資金収支計算書(CF)の状況

(単位:億円)

科目名	R3	R2	増減
業務活動収支(A)	888	634	254
業務支出	13,775	13,030	745
業務費用支出	7,152	6,642	510
移転費用支出	6,623	6,388	235
業務収入	14,667	13,726	941
税収等収入	9,678	9,081	597
国県等補助金収入	3,618	3,395	223
使用料及び手数料収入	876	850	26
その他	496	400	96
臨時支出	7	62	△ 55
臨時収入	1	1	0
投資活動収支(B)	△ 1,080	△ 366	△ 714
投資活動支出	2,646	2,413	233
投資活動収入	1,566	2,047	△ 481
財務活動収支(C)	130	△ 132	262
財務活動支出	2,566	3,627	△ 1,061
財務活動収入	2,696	3,495	△ 799
本年度資金収支額(A+B+C)(D)	△ 62	136	△ 198
前年度末資金残高(E)	1,209	1,073	136
本年度末資金残高(D+E)(F)	1,148	1,209	△ 61
本年度末歳計外現金残高(G)	67	59	8
本年度末現金預金残高(F+G)	1,215	1,268	△ 53

- ・令和3年度末の資金残高は1,148億円となっています。
- ・資金収支の内訳をみると、業務活動収支が 888 億円、投資活動収支が△1,080 億円、財務活動収支が 130 億円となっており、業務活動収支支及び財務活動収支による増が投資活動収による減を下回ったことにより、前年度末から62 億円の減となっています。
- ・歳計外現金も含めた令和3年度末の現金預金残高は、1,215億円となっています。

V 連結財務書類の概要

連結財務書類は、全体会計に加え、以下の25法人を連結対象として作成しています。

地方公社(2法人): 茨城県土地開発公社、茨城県道路公社

第三セクター (23 法人): 鹿島臨海鉄道 (株)、(公財) 茨城県開発公社、鹿島都市開発 (株)、(一財) 茨城県科学技術振興財団、(公財) 茨城県消防協会、(公財) 茨城県国際交流協会、(公財) いばらき文化振興財団、(一財) 茨城県環境保全事業団、茨城県社会福祉事業団、(公財) いばらき腎臓財団、(公財) 茨城県看護教育財団、(公財) 茨城県中小企業グローバル推進機構、(株) ひたちなかテクノセンター、(株) 茨城県中央食肉公社、(公社) 茨城県農林振興公社、(公財) 茨城県栽培漁業協会、(公財) 那珂川沿岸土地改良基金協会、(一財) 建設技術管理センター、鹿島埠頭(株)、(株) 茨城ポートオーソリティ、(公財) 茨城県教育財団、(公財) 茨城県スポーツ協会、(公財) 茨城県暴力追放推進センター

1 貸借対照表(BS)の状況

(単位:億円)

科目名	R3	R2	増減
【資産の部】	37,024	36,697	327
固定資産	32,681	32,285	396
有形固定資産	27,979	28,161	△ 182
事業用資産	7,928	8,024	△ 96
インフラ資産	19,071	19,156	△ 85
物品	980	980	0
無形固定資産	1,225	1,269	△ 44
投資その他の資産	3,477	2,856	621
流動資産	4,342	4,412	△ 70

			(
科目名	R3	R2	増減
【負債の部】	30,564	30,422	142
固定負債	27,389	27,483	△ 94
地方債等	22,063	22,181	△ 118
その他	5,326	5,302	24
流動負債	3,174	2,940	234
1年内償還予定地方債等	2,649	2,416	233
その他	526	524	2
【純資産の部】	6,460	6,275	185
【負債·純資産合計】	37,024	36,697	327

【ポイント】

- ・ 令和3年度における資産合計は、3兆7,024億円、負債合計は3兆564億円、純資産は6,460億円となっています。
- ・資産の内訳は、事業用資産7,928 億円、インフラ資産1兆9,071 億円、投資その他の資産3,477 億円、 流動資産4,342 億円等となっています。
- ・負債の内訳は、固定負債 2 兆 7,389 億円、流動負債 3,174 億円となっており、その内、地方債等残高 は 2 兆 4,712 億円となっています。

2 行政コスト計算書 (PL) の状況

(単位:億円)

科目名	R3	R2	増減
経常費用(A)	14,115	13,260	855
業務費用	7,535	6,873	662
人件費	3,529	3,392	137
物件費等	3,257	2,973	284
その他の業務費用	749	508	241
移転費用	6,580	6,387	193
補助金等	6,372	6,216	156
その他	208	171	37

科目名	R3	R2	増減
経常収益(B)	1,618	1,438	180
使用料及び手数料	942	862	80
その他	676	575	101
純経常行政コスト(A-B)(C)	12,497	11,822	675

臨時損失(D)	39	91	△ 52
臨時利益(E)	5	20	△ 15
純行政コスト(C+D-E)	12,531	11,893	638

- ・令和3年度の行政コスト計算書は、経常費用が1兆4,115億円、経常収益が1,618億円、差引である 純経常行政コストが1兆2,497億円となっています。
- ・臨時損益を含めた純行政コストは1兆2,531億円となっており、純行政コストは、地方税等の一般財源や補助金等収入(純資産変動計算書に計上)で賄われます。

3 純資産変動計算書(NW)の状況

(単位:億円)

科目名	R3	R2	増減
①前年度末純資産残高	6,275	6,142	133
②本年度純資産変動額(③+④+⑤)	185	133	52
③純行政コスト(△)	△ 12,531	△ 11,893	△ 638
④ 財源	12,740	12,019	721
税収等	8,926	8,438	488
国県等補助金	3,815	3,581	234
⑤その他	△ 24	7	△ 31
⑥本年度末純資産残高(①+②)	6,460	6,275	185

【ポイント】

- ・令和3年度末の純資産は、地方税等の一般財源や補助金等収入が上回ったこと等により、前年度末から185億円増の6,460億円となっています。
- ・純資産の変動を項目別にみると、純行政コスト1兆2,531億円に対し、財源については税収等が8,926 億円、国県等補助金は3,815億円となっています。

4 資金収支計算書(CF)の状況

(単位:億円)

科目名	R3	R2	増減
業務活動収支(A)	966	679	287
業務支出	14,038	13,275	763
業務費用支出	7,459	6,890	569
移転費用支出	6,579	6,385	194
業務収入	15,009	14,017	992
税収等収入	9,680	9,087	593
国県等補助金収入	3,621	3,382	239
使用料及び手数料収入	885	853	32
その他	824	695	129
臨時支出	7	66	△ 59
臨時収入	1	2	Δ1
投資活動収支(B)	△ 1,116	△ 390	△ 726
投資活動支出	2,679	2,452	227
投資活動収入	1,563	2,062	△ 499
財務活動収支(C)	104	△ 134	238
財務活動支出	2,620	3,677	△ 1,057
財務活動収入	2,724	3,543	△ 819
本年度資金収支額(A+B+C)(D)	△ 45	154	△ 199
前年度末資金残高(E)	1,384	1,230	154
本年度末資金残高(D+E)(F)	1,339	1,384	△ 45
本年度末歳計外現金残高(G)	67	59	8
本年度末現金預金残高(F+G)	1,406	1,443	△ 37

- ・令和3年度末の資金残高は1,339億円となっています。
- ・資金収支の内訳をみると、業務活動収支が 966 億円、投資活動収支が△1,116 億円、財務活動収支が 104 億円となっており、業務活動収支及び財務活動収支による増が投資活動収支による減を下回ったことにより、前年度末から 45 億円の減となっています。
- ・歳計外現金も含めた令和3年度末の現金預金残高は、1,406億円となっています。

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

自治体名:茨城県 会計:一般会計等

(単位:百万円)

会計:一般会計等 科目名	金額	科目名	(単位:百万円) 金額
	並 額		並 額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	2,539,340		2,251,560
有形固定資産	2,103,901		1,998,827
事業用資産	657,486		139
土地	284,195	退職手当引当金	251,763
立木竹	881	損失補償等引当金	831
建物	635,861	その他	-
建物減価償却累計額	-300,144	流動負債	275,309
工作物	152,483	1年内償還予定地方債	250,173
工作物減価償却累計額	-119,579	未払金	
船舶	1,995	未払費用	
船舶減価償却累計額	-1,514	前受金	
浮標等	_	前受収益	
浮標等減価償却累計額	_	賞与等引当金	18,382
航空機	978	預り金	6,750
航空機減価償却累計額	-978	7 O M	-
その他		負債合計	2,526,869
その他減価償却累計額		【純資産の部】	2,020,000
建設仮勘定	3,255	田中次主体取出八	2,636,868
インフラ資産	1,429,012	A 51.0 (7 E 0)	-2,409,120
土地	483,566		-2,409,120
建物	·		
建物減価償却累計額	1,246		
工作物	-346		
工作物減価償却累計額	1,915,194		
その他	-1,075,582		
その他減価償却累計額	2,349		
建設仮勘定	-1,459		
物品	104,044		
物品減価償却累計額	51,900		
	-34,498		
無形固定資産	165		
ソフトウェア	48		
その他	117		
投資その他の資産	435,275		
投資及び出資金	161,550		
有価証券	-		
出資金	65,935		
その他	95,615		
投資損失引当金	-8,345		
長期延滞債権	7,536		
長期貸付金	81,963		
基金	193,130		
減債基金	92,520		
その他	100,610		
その他	-		
徴収不能引当金	-558		
流動資産	215,271		
現金預金	43,120		
未収金	1,853		
短期貸付金	9,205		
基金	88,323		
財政調整基金	41,080		
減債基金	47,243		
棚卸資産	72,977		
その他			
徴収不能引当金	-208	純資産合計	227,742
資産合計	2 754 611	負債及び純資産合計	2,754,611
	2,734,011	1	2,704,01

行政コスト計算書

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

自治体名:茨城県 会計:一般会計等

(単位:百万円)

云前:一放云前寺	(単位:日万円)
科目名	金額
経常費用	1,060,032
業務費用	616,081
人件費	324,595
職員給与費	263,390
賞与等引当金繰入額	18,382
退職手当引当金繰入額	34,374
その他	8,449
物件費等	268,401
物件費	143,791
維持補修費	68,209
減価償却費	56,401
その他	_
その他の業務費用	23,085
支払利息	8,156
徴収不能引当金繰入額	563
その他	14,366
移転費用	443,951
補助金等	398,873
社会保障給付	16,482
他会計への繰出金	24,921
その他	3,675
経常収益	43,297
使用料及び手数料	16,589
その他	26,709
純経常行政コスト	1,016,735
臨時損失	1,103
災害復旧事業費	594
資産除売却損	397
投資損失引当金繰入額	_
損失補償等引当金繰入額	_
その他	112
臨時利益	64
資産売却益	62
その他	2
純行政コスト	1,017,773

純資産変動計算書 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

自治体名:茨城県 会計:一般会計等

科目	슴計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	
前年度末純資産残高	217,739	2,581,481	-2,363,742	
純行政コスト(Δ)	-1,017,773		-1,017,773	
財源	1,029,449		1,029,449	
税収等	732,930		732,930	
国県等補助金	296,519		296,519	
本年度差額	11,676		11,676	
固定資産等の変動(内部変動)		57,012	-57,012	
有形固定資産等の増加		44,118	-44,118	
有形固定資産等の減少		-56,867	56,867	
貸付金・基金等の増加		204,432	-204,432	
貸付金・基金等の減少		-134,671	134,671	
資産評価差額	_	_		
無償所管換等	-1,173	-1,173		
その他	-499	-451	-48	
本年度純資産変動額	10,003	55,388	-45,385	
本年度末純資産残高	227,742	2,636,868	-2,409,126	

資金収支計算書

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

自治体名:茨城県 会計:一般会計等

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	1,078,022
業務費用支出	634,071
人件費支出	320,210
物件費等支出	212,004
支払利息支出	8,156
その他の支出	93,700
移転費用支出	443,951
補助金等支出	398,873
社会保障給付支出	16,482
他会計への繰出支出	24,921
その他の支出	3,675
業務収入	1,136,607
税収等収入	812,891
国県等補助金収入	279,513
使用料及び手数料収入	16,595
その他の収入	27,607
臨時支出	594
災害復旧事業費支出	594
その他の支出	0
臨時収入	0
業務活動収支	57,991
【投資活動収支】	
投資活動支出	245,599
公共施設等整備費支出	44,118
基金積立金支出	100,080
投資及び出資金支出	904
貸付金支出	100,497
その他の支出	0
投資活動収入	148,700
国県等補助金収入	17,006
基金取崩収入	22,181
貸付金元金回収収入	109,339
資産売却収入	175
その他の収入	0
投資活動収支	-96,898
【財務活動収支】	
財務活動支出	223,232
地方債償還支出	223,232
その他の支出	0
財務活動収入	255,089
地方債発行収入	255,089
その他の収入	0
財務活動収支	31,856
本年度資金収支額	-7,051
前年度末資金残高	10.453
	43,457
本年度末資金残高	36,406
本年度末資金残高	36,406 5,889
本年度末資金残高 前年度末歲計外現金残高	36,406

貸借対照表

(令和4年3月31日現在)

自治体名:茨城県 会計:全体会計

会計:全体会計	A see	N C	(単位:百万円)
科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	3,212,317	固定負債	2,719,825
有形固定資産	2,743,598	地方債等	2,204,582
事業用資産	739,966	長期未払金	139
土地	288,638	退職手当引当金	255,949
立木竹	881	損失補償等引当金	83-
建物	675,836	その他	258,325
建物減価償却累計額	-322,050	流動負債	304,203
工作物	158,005	1年内償還予定地方債等	264,230
工作物減価償却累計額	-123,995	± ± . A	13,19
船舶	1,995	+++ 弗田	ĺ.
船舶減価償却累計額	-1,514	* = ^	
浮標等	37	34 TO 1 1 34	
浮標等減価償却累計額	-2	# E # 31 W A	19,36
航空機	978	77.11.4	7,054
航空機減価償却累計額		7.0%	
その他	-978	負債合計	364
その他減価償却累計額		【純資産の部】	3,024,028
建設仮勘定		田市次本体取代八	
建成収制化 インフラ資産	62,081	A 51 / / T 17 / 1	3,310,24
カンプラ真性 土地	1,907,092		-2,719,814
	506,987		
建物	84,503		
建物減価償却累計額	-45,381		
工作物	2,446,689		
工作物減価償却累計額	-1,359,921		
その他	2,349		
その他減価償却累計額	-1,459		
建設仮勘定	273,325		
物品	363,462		
物品減価償却累計額	-266,922		
無形固定資産	122,311		
ソフトウェア	48		
その他	122,262		
投資その他の資産	346,408		
投資及び出資金	65,935		
有価証券	_		
出資金	65,935		
その他	-		
投資損失引当金	-693		
長期延滞債権	7,723		
長期貸付金	66,503		
基金	207,085		
減債基金	92,520		
その他	114,565		
その他	413		
徴収不能引当金	-558		
流動資産	402,145		
現金預金	121,474		
未収金			
短期貸付金	13,605		
基金	9,609		
	88,323		
別以調金基立 減債基金	41,080		
	47,243		
棚卸資産	153,904		
その他	15,504		
徽 収不能引当金	-272	純資産合計	590,434
資産合計	3,614,462	負債及び純資産合計	3,614,462

行政コスト計算書

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

自治体名:茨城県 会計:全体会計

云前:王仲云前	(単位:日月日)
科目	金額
経常費用	1,379,549
業務費用	717,298
人件費	341,894
職員給与費	275,304
賞与等引当金繰入額	19,336
退職手当引当金繰入額	35,252
その他	12,002
物件費等	327,858
物件費	170,833
維持補修費	75,282
減価償却費	81,261
その他	482
その他の業務費用	47,545
支払利息	9,735
徴収不能引当金繰入額	563
その他	37,247
移転費用	662,252
補助金等	641,816
社会保障給付	16,482
他会計への繰出金	_
その他	3,954
経常収益	126,819
使用料及び手数料	93,295
その他	33,524
純経常行政コスト	1,252,730
臨時損失	1,949
災害復旧事業費	594
資産除売却損	487
投資損失引当金繰入額	_
損失補償等引当金繰入額	_
その他	868
臨時利益	207
資産売却益	66
その他	141
純行政コスト	1,254,472

純資産変動計算書 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

自治体名: 茨城県 会計:全体会計

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	
前年度末純資産残高	573,663	3,262,049	-2,688,386	
純行政コスト(△)	-1,254,472		-1,254,472	
財源	1,273,509		1,273,509	
税収等	892,333		892,333	
国県等補助金	381,176		381,176	
本年度差額	19,037		19,037	
固定資産等の変動(内部変動)		49,924	-49,924	
有形固定資産等の増加		64,728	-64,728	
有形固定資産等の減少		-83,503	83,503	
貸付金・基金等の増加		229,726	-229,726	
貸付金・基金等の減少		-161,027	161,027	
資産評価差額	_	-		
無償所管換等	-1,140	-1,140		
その他	-1,126	-585	-542	
本年度純資産変動額	16,771	48,199	-31,428	
本年度末純資産残高	590,434	3,310,248	-2,719,814	

資金収支計算書

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

自治体名:茨城県 会計:全体会計

科目	金額
【業務活動収支】	
業務支出	1,377,461
業務費用支出	715,205
人件費支出	337,320
物件費等支出	252,287
支払利息支出	9,735
その他の支出	115,864
移転費用支出	662,256
補助金等支出	641,821
社会保障給付支出	16,482
他会計への繰出支出	_
その他の支出	3,954
業務収入	1,466,748
税収等収入	967,772
国県等補助金収入	361,773
使用料及び手数料収入	87,645
その他の収入	49,558
臨時支出	664
災害復旧事業費支出	594
その他の支出	70
臨時収入	136
業務活動収支	88,759
【投資活動収支】	
投資活動支出	264,565
公共施設等整備費支出	63,163
基金積立金支出	100,577
投資及び出資金支出	_
貸付金支出	100,825
その他の支出	_
投資活動収入	156,610
国県等補助金収入	22,112
基金取崩収入	22,181
貸付金元金回収収入	110,322
資産売却収入	229
その他の収入	1,767
投資活動収支	-107,955
【財務活動収支】	
財務活動支出	256,557
地方債等償還支出	255,965
その他の支出	592
財務活動収入	269,583
地方债等発行収入	269,583
その他の収入	_
財務活動収支	13,026
本年度資金収支額	-6,170
前年度末資金残高	120,929
本年度末資金残高	114,760
前年度末歳計外現金残高	5,889
本年度歳計外現金増減額	824
本年度末歳計外現金残高	6,714
本年度末現金預金残高	121,474

連結貸借対照表 (令和4年3月31日現在)

自治体名:茨城県 会計:連結会計

会計:連結会計	A 45	W.C.	(単位:白万円)
科目	金額	科目	金額
【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	3,268,148	固定負債	2,738,912
有形固定資産	2,797,940	地方債等	2,206,274
事業用資産	792,803	長期未払金	156
土地域根据在用社额	311,434		260,855
土地減損損失累計額	-5,893	損失補償等引当金	826
立木竹 立木竹減損損失累計額	881	その他流動負債	270,801
建物		/// // // // // // // // // // // // /	317,438
建物減価償却累計額	719,036	「平内原選アル地方頂等 未払金	264,864
建物減損損失累計額	-351,810 -5,794		19,226
工作物	201,389	前受金	482 2,966
工作物減価償却累計額	-140,825	前受収益	2,900
工作物減損損失累計額	-236	賞与等引当金	19,765
船舶	6,638	預り金	8,491
船舶減価償却累計額	-4,800	その他	1,594
船舶減損損失累計額	-,000	負債合計	3,056,350
浮標等	37	【純資産の部】	0,000,000
浮標等減価償却累計額	-2	固定資産等形成分	3,365,678
浮標等減損損失累計額	-	余剰分(不足分)	-2,739,017
航空機	978	他団体出資等分	19,364
航空機減価償却累計額	-978		13,00
航空機減損損失累計額	-		
その他	93		
その他減価償却累計額	-32		
その他減損損失累計額	-		
建設仮勘定	62,687		
インフラ資産	1,907,092		
土地	506,987		
土地減損損失累計額	-		
建物	84,503		
建物減価償却累計額	-45,381		
建物減損損失累計額	-		
工作物	2,446,689		
工作物減価償却累計額	-1,359,921		
工作物減損損失累計額	-		
その他	2,349		
その他減価償却累計額	-1,459		
その他減損損失累計額	-		
建設仮勘定	273,325		
物品物品減価償却累計額	376,482		
物品減慢損失累計額	-278,399		
無形固定資産	-39		
ソフトウェア	122,486		
その他	172		
投資その他の資産	122,314		
投資との他の資産	347,722 51,150		
有価証券	2,891		
出資金	48,260		
その他	40,200		
長期延滞債権	7,723		
長期貸付金	43,984		
基金	237,248		
減債基金	92,520		
その他	144,728		
その他	8,174		
徵収不能引当金	-558		
流動資産	434,223		
現金預金	140,590		
未収金	16,178		
短期貸付金	9,207		
基金	88,323		
財政調整基金	41,080		
減債基金	47,243		
棚卸資産	161,680		
その他	18,527		
徴収不能引当金	-282		
繰延資産		純資産合計	646,025
資産合計	3,702,375	負債及び純資産合計	3,702,375

連結行政コスト計算書

自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

自治体名:茨城県 会計:連結会計

科目	金額
経常費用	
業務費用	1,411,467
人件費	753,499
職員給与費	352,913
賞与等引当金繰入額	283,248 19,626
退職手当引当金繰入額	35,523
その他	14,516
物件費等	325,650
物件費	165,850
維持補修費	76,212
減価償却費	83,410
その他	177
その他の業務費用	74,937
支払利息	9,750
 徴収不能引当金繰入額	566
その他	64,620
移転費用	657,968
補助金等	637,191
社会保障給付	16,482
その他	4,295
経常収益	161,764
使用料及び手数料	94,161
その他	67,603
純経常行政コスト	1,249,704
臨時損失	3,891
災害復旧事業費	594
資産除売却損	495
損失補償等引当金繰入額	_
その他	2,802
臨時利益	493
資産売却益	66
その他	427
純行政コスト	1,253,101

連結純資産変動計算書 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

自治体名: 茨城県 会計:連結会計

科目	合計	固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高	627,480	3,257,171	-2,649,489	19,798
純行政コスト(ム)	-1,253,101		-1,253,101	-
財源	1,274,035		1,274,035	_
税収等	892,570		892,570	-
国県等補助金	381,464		381,464	-
本年度差額	20,934		20,934	-
固定資産等の変動(内部変動)		110,298	-110,298	
有形固定資産等の増加		71,798	-71,798	
有形固定資産等の減少		-93,022	93,022	
貸付金・基金等の増加		317,958	-317,958	
貸付金・基金等の減少		-186,436	186,436	
資産評価差額	-156	-156		
無償所管換等	-1,140	-1,140		
他団体出資等分の増加			-812	812
他団体出資等分の減少			1,246	-1,246
比例連結割合変更に伴う差額	_	-	_	_
その他	-1,093	-496	-597	
本年度純資産変動額	18,545	108,507	-89,528	-434
本年度末純資産残高	646,025	3,365,678	-2,739,017	19,364

連結資金収支計算書 自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日

自治体名:茨城県 会計:連結会計

業務活出	科目	金額
来務費用支出	【業務活動収支】	
業務費用支出 745,858 人件費支出 348,148 物件費等支出 251,187 支料利息支出 9,750 その他の支出 657,910 補助金等支出 637,182 社会保険給付支出 4,246 業務収入 1,500,929 税収等収入 967,988 国黑等補助金収入 362,062 使用料及び手数料収入 88,487 その他の収入 82,391 臨時支出 664 災害復旧事業費支出 664 投資活動収支 96,639 【投資活動収支 96,639 投資活動収支 96,639 投資活動収支 100,825 投資活動収支 96,639 投資活動収支 100,825 投資大売動収支 100,825 投資大売動収支 100,825 投資大売動収入 22,71 基金取前収入 22,271 基金取前収入 22,271 基金取前収入 22,276 投資活動収支 -111,586 (財務活動支出 259,213 その他の収入 272,358 地方債等償毒で、 271,280 大の他の皮出 1,097 財務活動収入 272,358	業務支出	1 403 768
人件費支出 348,148 物件費等支出 251,187 支払利息支出 9,750 その他の支出 158,773 移転費用支出 657,910 補助金等支出 16,482 社会保障給付支出 16,482 業務収入 1,500,929 税収等収入 96,988 国累等補助金収入 82,391 臨時収入 664 災害復旧事業費支出 664 炎害復旧事業費支出 70 臨時収入 143 業務活動収支 96,639 【投資活動収支】 267,863 投資及び出資金支出 100,580 投資及び出資金支出 100,580 投資活動収入 156,276 国県等補助金収入 22,271 接受活動収入 22,213 投資活動収入 22,213 支の他の支出 22,213 その他の収入 2,286 投資活動収支 -111,586 【財務活動収支 -111,586 「財務活動収支 -21,200 水の他の支出 27,236 地方債等侵行収入 271,200 その他の収入 272,338 地方債等発行収入 271,200 大の他の収入 272,338	業務費用支出	
物件費等支出 251.187 支払利息支出 9,750 その他の支出 136.773 移転費用支出 657,910 補助金等支出 16.482 その他の支出 4.246 その他の支出 4.246 業務収入 967,938 国県等補助金収入 967,938 国県等補助金収入 82,391 使用料及び手数料収入 88,487 その他の収入 82,391 建物支出 664 災害後旧事業費支出 584 その他の支出 70 鑑許収入 96,539 投資活動攻支 96,539 投資活動攻支 267,863 公共施設等整備費支出 42,205 基金積立金支出 100,580 投資活動攻支 100,580 投資活動収入 22,271 基金取前収入 22,271 基金取前収入 22,281 資産売却収入 22,286 投資活動収支 109,261 資産活動収支 2,286 財務活動収支 21,283 地方債等償還支出 26,983 地方債等償還支出 27,238 地方債等償還支出 27,238 地方債等償還支出 27,230	人件費支出	
支払利息支出 9,750 その他の支出 136,773 移転費用支出 657,910 補助金等支出 16,482 その他の支出 4,246 業務収入 1,500,929 税収等収入 967,988 国県等補助金収入 88,467 その他の収入 82,391 臨時女出 664 災害復旧事業費支出 664 ぐの他の支出 70 臨時収入 143 業務活動収支 96,639 投資活動取支出 267,863 人共施設等整備費支出 64,205 基金積立金支出 65,296 資分企支出 100,580 投資活動収支 150,250 国県等補助金収入 150,257 国県等補助金収入 22,271 基金取崩収入 109,261 資産売却収入 22,271 基金取崩収入 109,261 資産売却収入 22,271 基金の他の収入 2,286 投資活動収支 -11,566 (日務活動収支) -21,260 その他の収入 27,260 水力債等等行収入 27,260 その他の収入 1,097 財務活動収支 -2,542 <tr< td=""><td>物件費等支出</td><td></td></tr<>	物件費等支出	
その他の支出	支払利息支出	
移転費用支出 補助金等支出 社会保障給付支出 その他の支出 業務収入 別の等収入 国県等補助金収入 使用料及び手数料収入 その他の収入 認時支出 の他の支出 での他の支出 を発活動収支 を発活動収支 を行派63 での他の支出 を行派63 での他の支出 を対策活動収支 を行派63 での他の支出 での他の支出 での他の支出 を対策活動収入 は付金支出 での他の攻入 での他の収入 での他の収入 での他の支出 での他の支出 での他の収入 での他の攻入 での他の支出 での他の支出 での他の攻入 での他の支出 での他の支出 での他の収入 での他の支出 なが高等償還支出 その他の支出 なが有等管でして、 での他の支出 はが有等管でして、 での他の収入 での他の支出 なが有等管でして、 での他の支出 なが有等管でして、 での他の収入 での他の攻入 での他の攻入 での他の支出 なが有等管でして、 での他の攻入 での他の支出 なが有等管で収入 での他の収入 での他の収入 での地の収入 での他の収入 での他の支出 なが有等管で収入 での他の収入 での他の収入 での他の収入 での他の収入 には、 での他の収入 での他の収入 での他の収入 には、 での他の収入 での他の収入 での他の収入 での他の収入 での他の収入 での他の収入 での他の収入 での他の支出 はた行等等で収入 での他の収入 には、 には、 での他の収入 には、 には、 での他の収入 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	その他の支出	
補助金等支出	移転費用支出	
社会保障給付支出	補助金等支出	
その他の支出 4,246 業務収入 1,500,929 税収等収入 967,988 国県等補助金収入 88,487 その他の収入 82,391 臨時支出 664 災害復旧事業費支出 594 その他の支出 70 臨時収入 143 業務活動収支 96,639 【投資活動収支 267,863 人投资活動収支 100,580 投资区出資金支出 859 資付金支出 100,825 その他の支出 1,334 投資活動収入 156,276 国県等補助金収入 22,271 基金取崩収入 12,271 基金取崩収入 22,271 基金取崩収入 22,286 資産売却収入 22,286 投資活動収支 111,586 【財務活動収支 261,953 地方債等償還支出 259,213 その他の支出 2,740 財務活動収入 272,258 地方債等発行収入 271,260 その他の収入 1,097 財務活動収支 271,260 その他の収入 271,260 本年度資金残高 1,38,419 比例連結割合変更に伴う差額 -4,542	社会保障給付支出	·
業務収入	その他の支出	
税収等収入 国県等補助金収入 (使用料及び手数料収入 表 8.487 その他の収入 とのでのである に対する対象では、	業務収入	
国県等補助金収入 使用料及び手数料収入 88.487 その他の収入 総時支出 664 災害復旧事業費支出 594 その他の支出 103 業務活動収支 [投資活動収支] 投資活動収支] 投資活動収支出 267.863 公共施設等整備費支出 基金載在金支出 100.580 投資活動収入 1134 投資活動収入 156.276 国県等補助金収入 22.271 基金取削収入 資産売却収入 資産売却収入 資産売却収入 22.271 基金取削収入 22.183 資産活動収入 19.261 資産活動収支 日財務活動収支 日財務活動収支 日財務活動収支 日財務活動収支 日野務活動収支 日財務活動収支 日財務活動収支 日財務活動収支 日財務活動収大 21.83 セカ債等償還支出 その他の収入 2.286 との他の収入 カーロの収入 対債等発行収入 その他の収入 大の他の収入 対務活動収入 27.258 地方債等発行収入 その他の収入 カーロの収入 対務活動収入 27.258 地方債等発行収入 その他の収入 カーロの収入 対務活動収入 27.258 カーロの収入 対務活動収入 27.258 カーロの収入 対務活動収支 日内経済を発行収入 その他の収入 日のま 日内経済を発行収入 日のま 日内経済を発行収入 日のま 日内経済を発行収入 日のま 日内経済を発行収入 日のま 日内経済を発行収入 日のま 日内経済を発行収入 日のま 日内経済を発行して 日内経済を発育して 日内経済を対象を表す 日内経済を発育して 日内経済を発育して 日内経済を対象を表す 日内経済を対象を表す 日内経済を対象を表す 日内経済を表す 日内経済を対象を表す 日内経済を対象を表す 日内経済を対象を表す 日内経済を表す 日内経済を	税収等収入	
使用料及び手数料収入 88.487 その他の収入 82.391 臨時支出 664 災害復旧事業費支出 594 その他の支出 70 臨時収入 143 業務活動収支 96.639 【投資活動収支】 267.863 公共施設等整備費支出 64.205 基金積立金支出 100.580 投資及び出資金支出 859 貸付金支出 100.825 その他の支出 1,394 投資活動収入 156.276 国県等補助金収入 22.271 基金取前収入 156.276 国県等補助金収入 22.271 支金元金回収収入 22.271 資産売却収入 22.183 貸付金元金回収収入 109.261 資産売却収入 22.286 投資活動収支 -111.586 【財務活動収支】 261.953 地方債等資温支出 259.213 本の他の支出 2740 財務活動収入 127.2388 地方債等発行収入 272.388 地方債等発行収入 272.388 地方債等発行収入 272.388 地方債等発行収入 272.388 地方債等発行収入 271.260 その他の収入 10.997 財務活動収支 10.404 本年度資金収支額 -4.542 前年度末資金残高 138.419 比例連結割合変更に伴う差額 -4.542 前年度末資金残高 138.419		
をの他の収入 82,391 86時支出 664 災害復旧事業費支出 79		·
臨時支出 664 災害復旧事業費支出 70 臨時収入 143 業務活動収支 96,639 【投資活動収支】 267,863 公共施設等整備費支出 64,205 基金積立金支出 100,580 投資活動収入 156,276 国県等補助金収入 156,276 国県等補助金収入 22,271 基金取削収入 22,183 貸付金元金回収収入 109,261 資産売却収入 27,66 その他の収入 2,286 投資活動収支 111,586 【財務活動収支 259,213 セカ債等償還支出 259,213 セカ債等償還支出 259,213 セカ債等償還支出 259,213 ・カー債等償還支出 259,213 ・カー債等賃還支出 259,213 ・カー債等発行収入 271,260 ・カー債等発行収入 271,		
災害復旧事業費支出 594 その他の支出 70 臨時収入 143 業務活動収支 96,639 [投資活動収支] 投資活動支出 267,863 公共施設等整備費支出 64,205 基金積立金支出 100,580 投資及び出資金支出 859 貸付金支出 100,825 その他の支出 1,394 投資活動収入 156,276 国県等補助金収入 22,271 基金取崩収入 22,271 基金取崩収入 109,261 資産売却収入 27,62 党資活動収支 111,586 [財務活動収支] 財務活動攻支 111,586 [財務活動収支] 財務活動攻支 27,40 財務活動収入 27,235 地方債等発行収入 27,258 地方債等発行収入 27,258 地方債等発行収入 27,258 地方債等発行収入 27,260 大の他の収入 1,097 財務活動収支 10,404 財務活動収支 1,097		·
その他の支出	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
議時収入 143		
業務活動収支 96.639 [投資活動収支] 投資活動支出 267.863 公共施設等整備費支出 64.205 基金積立金支出 100.580 投資及び出資金支出 100.825 その他の支出 1.394 投資活動収入 156.276 国県等補助金収入 22.271 基金取崩収入 22.183 貸付金元金回収収入 109.261 資産売却収入 276 その他の収入 2.286 【財務活動収支 111.586 【財務活動収支 111.586 【財務活動攻支 211.586 【財務活動収支 1261.953 財務活動攻力 27.2358 地方債等償還支出 259.213 その他の攻入 27.2358 地方債等発行収入 27.258 地方債等発行収入 27.258 地方債等発行収入 271.260 大の他の収入 10.997 財務活動収支 10.097 財務活動収支 10.097 財務活動収支 10.044 本年度資金収支額 138.419 比例連結割合変更に伴う差額 - 4.542 前年度末資金残高 138.419 比例連結割合変更に伴う差額 - 4.542		
【投資活動収支 267,863		
投資活動支出 267.863 公共施設等整備費支出 64.205 基金積立金支出 100.580 投資及び出資金支出 100.825 その他の支出 1.394 投資活動収入 156.276 国県等補助金収入 22.271 基金取崩収入 22.183 貸付金元金回収収入 109.261 資産売却収入 2.286 投資活動収支 111.586 【財務活動収支】 財務活動支出 261.953 地方債等償還支出 259.213 その他の支出 27.40 財務活動収入 272.358 地方債等発行収入 271.260 その他の収入 271.260 その他の収入 271.260 千年度資金収支額 138.419 比例連結割合変更に伴う差額 133.876		90,039
公共施設等整備費支出 64,205 基金積立金支出 100,580 投資及び出資金支出 100,825 その他の支出 1,394 投資活動収入 22,271 基金取崩収入 22,183 貸付金元金回収収入 109,261 資産売却収入 276 大変活動収支 -111,586 【財務活動収支】 財務活動支出 地方債等償還支出 259,213 その他の支出 2740 財務活動収入 272,358 地方債等発行収入 271,260 その他の収入 1,097 財務活動収支 10,404 本年度資金収支額 -4,542 前年度末資金残高 138,419 比例連結割合変更に伴う差額 - 本年度末資金残高 133,876		067.063
基金積立金支出 100,580 859 貸付金支出 100,825 その他の支出 1,394 投資活動収入 156,276 国県等補助金収入 22,271 基金取崩収入 109,261 資産売却収入 276 その他の収入 2,286 投資活動収支 111,586 【財務活動収支 111,586 【財務活動支出 261,953 地方債等償還支出 259,213 その他の支出 2,740 財務活動収入 272,358 地方債等発行収入 272,358 地方債等発行収入 271,260 その他の収入 1,097 財務活動収支 10,404 本年度資金収支額 138,419 比例連結割合変更に伴う差額 458,889 十年方常計以出限分別はほご 5,889		
投資及び出資金支出 100.825 その他の支出 1.394 投資活動収入 156.276 国県等補助金収入 22.271 基金取崩収入 109.261 資産売却収入 276 その他の収入 22.88 投資活動収支 111.586 【財務活動収支 111.586 【財務活動収支 259.213 その他の支出 259.213 その他の支出 259.213 その他の支出 2740 財務活動収入 272.358 地方債等償還支出 259.213 その他の支出 2740 財務活動収入 272.358 地方債等発行収入 271.260 その他の収入 1.097 財務活動収支 10,404 本年度資金収支額 -4,542 前年度末資金残高 138.419 比例連結割合変更に伴う差額 -4542 前年度末資金残高 133.876		
貸付金支出		
その他の支出 1,394 投資活動収入 22,271 基金取崩収入 22,183 貸付金元金回収収入 109,261 資産売却収入 276 その他の収入 2,286 投資活動収支 -111,586 【財務活動収支】 361,953 地方債等償還支出 259,213 その他の支出 2,740 財務活動収入 272,358 地方債等発行収入 271,260 その他の収入 1,097 財務活動収支 10,404 本年度資金収支額 -4,542 前年度末資金残高 133,876		
投資活動収入 156.276 国県等補助金収入 22.271 基金取崩収入 109.261 資産売却収入 276 その他の収入 2.286 投資活動収支 -111.586 【財務活動収支】 361.953 地方債等償還支出 259.213 その他の支出 2740 財務活動収入 272.358 地方債等発行収入 271.260 その他の収入 1.097 財務活動収支 10.404 本年度資金収支額 -4.542 前年度末資金残高 138.419 比例連結割合変更に伴う差額 - 本年度未資金残高 133.876		
国県等補助金収入 22.271 基金取崩収入 109.261 資産売却収入 276 その他の収入 2286 投資活動収支 -111,586 【財務活動収支】 261,953 地方債等償還支出 259,213 その他の支出 2740 財務活動収入 272,358 地方債等発行収入 271,260 その他の収入 1,097 財務活動収支 10,404 本年度資金収支額 -4,542 前年度末資金残高 138,419 比例連結割合変更に伴う差額 5,889		
基金取崩収入 22,183 貸付金元金回収収入 109,261 資産売却収入 276 その他の収入 2,286 投資活動収支 -111,586 【財務活動収支】 361,953 地方債等償還支出 259,213 その他の支出 2,740 財務活動収入 272,358 地方債等発行収入 271,260 その他の収入 1,097 財務活動収支 10,404 本年度資金収支額 -4,542 前年度末資金残高 138,419 比例連結割合変更に伴う差額 33,876		
貸付金元金回収収入 109,261 資産売却収入 276 その他の収入 2,286 投資活動収支 -111,586 【財務活動収支】 361,953 地方債等償還支出 259,213 その他の支出 2,740 財務活動収入 272,358 地方債等発行収入 271,260 その他の収入 1,097 財務活動収支 10,404 本年度資金収支額 -4,542 前年度末資金残高 138,419 比例連結割合変更に伴う差額 本年度末資金残高 133,876		·
資産売却収入 276 その他の収入 2,286 投資活動収支 -111,586 【財務活動収支】 261,953 助務活動支出 261,953 地方債等償還支出 259,213 その他の支出 2,740 財務活動収入 272,358 地方債等発行収入 271,260 その他の収入 1,097 財務活動収支 10,404 本年度資金収支額 -4,542 前年度末資金残高 138,419 比例連結割合変更に伴う差額 - 年度末資金残高 133,876		
その他の収入 2,286 投資活動収支 -111,586 【財務活動収支】 261,953 地方債等償還支出 259,213 その他の支出 2,740 財務活動収入 272,358 地方債等発行収入 271,260 その他の収入 1,097 財務活動収支 10,404 本年度資金収支額 -4,542 前年度末資金残高 138,419 比例連結割合変更に伴う差額 - 年度末資金残高 133,876		
投資活動収支 -111,586 【財務活動収支】 財務活動支出 261,953 地方債等償還支出 259,213 その他の支出 2,740 財務活動収入 272,358 地方債等発行収入 271,260 その他の収入 1,097 財務活動収支 10,404 本年度資金収支額 -4,542 前年度末資金残高 138,419 比例連結割合変更に伴う差額 - 年度末資金残高 133,876		
【財務活動収支】 財務活動支出 261,953 地方債等償還支出 259,213 その他の支出 2,740 財務活動収入 272,358 地方債等発行収入 271,260 その他の収入 1,097 財務活動収支 10,404 本年度資金収支額 -4,542 前年度末資金残高 138,419 比例連結割合変更に伴う差額 -5,889		
財務活動支出 261,953 地方債等償還支出 259,213 その他の支出 2,740 財務活動収入 272,358 地方債等発行収入 271,260 その他の収入 1,097 財務活動収支 10,404 本年度資金収支額 -4,542 前年度末資金残高 138,419 比例連結割合変更に伴う差額 - 本年度末資金残高 133,876		-111,586
地方債等償還支出 259,213 その他の支出 2,740 財務活動収入 272,358 地方債等発行収入 271,260 その他の収入 1,097 財務活動収支 10,404 本年度資金収支額 -4,542 前年度末資金残高 138,419 比例連結割合変更に伴う差額 - 本年度末資金残高 133,876		204.050
その他の支出 2,740 財務活動収入 272,358 地方債等発行収入 271,260 その他の収入 1,097 財務活動収支 10,404 本年度資金収支額 -4,542 前年度末資金残高 138,419 比例連結割合変更に伴う差額 - 本年度末資金残高 133,876		
財務活動収入 272,358 地方債等発行収入 271,260 その他の収入 1,097 財務活動収支 10,404 本年度資金収支額 -4,542 前年度末資金残高 138,419 比例連結割合変更に伴う差額 - 年度末資金残高 133,876		, in the second of the second
世方債等発行収入 271,260 その他の収入 1,097 財務活動収支 10,404 本年度資金収支額 -4,542 前年度末資金残高 138,419 比例連結割合変更に伴う差額 - 二 本年度末資金残高 133,876		·
その他の収入 1,097 財務活動収支 10,404 本年度資金収支額 -4,542 前年度末資金残高 138,419 比例連結割合変更に伴う差額 - 本年度末資金残高 133,876		·
財務活動収支 10,404 本年度資金収支額 -4,542 前年度末資金残高 138,419 比例連結割合変更に伴う差額 - 本年度末資金残高 133,876 前年度末歳計外現金残高 5,889		
本年度資金収支額 -4,542 前年度末資金残高 138,419 比例連結割合変更に伴う差額 - 本年度末資金残高 133,876 前年度末歳計外現金残高 5,889	* - 1	
前年度末資金残高 138,419 比例連結割合変更に伴う差額 - 本年度末資金残高 133,876 前年度末歳計外現金残高 5,889		
比例連結割合変更に伴う差額 - 本年度末資金残高 133,876 前年度末歳計外現金残高 5,889		
本年度末資金残高 133,876 前年度末歳計外現金残高 5,889		138,419
前年度末歳計外現金残高 5,889		-
5,003	工 1 及小尺並从同	133,876
+ F & E = 1 & II A & B & E	前年度末歳計外現金残高	5,889
	本年度歲計外現金增減額	
本年度末歳計外現金残高 6,714	本年度末歳計外現金残高	
本年度末現金預金残高 140,590	本年度末現金預金残高	

資料1-5

令和5年第1回定例会 総務企画委員会説明資料

令和4年度決算特別委員会改善要望への対応状況一覧

令和5年3月14日 総 務 部

令和4年度決算特別委員会改善要望への対応状況一覧

【部局名:総務部】

No.	要望項目 (担当課)	要望内容	R 5 当初予算への反映状況	その他対応状況
1	出資団体について (出資団体指導室)	入場収入を年間収支の基本とする実質的に収益事業であるアクアワールド茨城県大 洗水族館などは、独立採算のうえで資金を 確保すること。 そのため、県の出資団体において収益事 業については、財政的な分離独立を視野 に、財務管理すべきである。	_	要望内容を踏まえながら、各 所管課や出資団体等の意見を聞 きつつ、指導に努めていく。
2	予備費について (財政課)	令和3年度一般会計決算では、新型コロナ対応により予備費が40億円計上されたところだが、今後とも予備費の支出にあたっては、緊急性のある支出等を原則とすること。	_	予備費の支出にあたっては、 緊急性のある支出等を原則とし て対応。
3	主要施策の成果に関する報告書の記載内容の見直しについて(財政課)	 (1) 当初予算と最終予算の比較 決算審査に予算額の年度内推移を明確に すること。 ① 報告書に記載の主要事業は、年度当初 に各部が作成する「○○部の概要」の主 要事務事業と名称を一致して仕分ける べき。 ② 当初予算は、「○○部の概要」の現計予 算と一致するべき。(関連事業は連結し て良い。) ③ 報告書の「②事業の実績」の予算等の 計数の「補正予算額」は、年度内補正予 	_	決算審議の充実という観点や 事務量の増加など様々な面から、記載内容について研究。

 _	
算額と最終補正予算額と分けて記載す	
べき。不用額など最終補正額が明示され	
ないことは予算額の編成に対する審査	
を阻害している。	
④ 事業別の項の最終補正後の「予算額」	
は不要であり、当初予算とすべき。	
(2) 事業ごとの決算の内訳	当初予算と決算額との比較検
財源の使途を明確にすることで適切な税	証にも繋がる一方で、内容が複
の活用を示すこと。	雑化しボリュームも大きくなる
① 事業名毎の決算額は、投資的な金額と	恐れにも配慮し、電子化、システ
運用的な金額と仕分けして記載すべき。	ム化も含め研究。
② または、固定費充当及び変動費充当	· · · · · · · · · · · ·
など予算使途の内実別な仕分けにより決	
算額を明示すべき。	
③ なかでも一般会計を財源とする事業	
は県民に対する予算の「見える化」のた	
めにも一定程度詳細であるべき。	
4) 委託事業及び指定管理先については、	
委託先の記載を徹底して継続年限を合	
わせて表示すべき。	
(3)事業の成果及び今後の課題	 事業を継続する意義やその記
PDCAの check 評価を報告書に記載す	載方法も含めて検討。
ること。	年Xノ2 144 〇 ロック 〜1火日10
(T) 記載内容が前年以前と同様な文章で	
し 記載が存が削牛が削と回嫁な文章 し あってはならない。	
のつくはならない。 ② 今後の課題は、より具体的に県とし	
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
ての問題意識と改善策を提示する内容	
とすべき。	

	シェヤ体の4円12円12	(1) 如此上八人司即唐1		正を事権がませる。 コール・ハコ
4	主要施策の成果に関する	(1)新地方公会計制度と一体感のある報	_	財務書類は議会の認定に付す
	報告書の改訂について	告書とするために、総務部が作成する		ことは法律上義務付けられてい
	(財政課)	「茨城県の財務書類」を報告書に掲載		ないところ。
		すべき。そのためには財務書類の前倒		財務書類の作成には、出納閉
		し作成が必要となる。		鎖後の5月末から6か月程度の
				期間を要することから、活用し
				ている9県の状況をよく調査・
				分析し検証。
		(2) 監査委員が作成する茨城県歳入歳出	_	改訂のメリット・デメリット
		決算審査意見書にある第4の3財産管		を整理し、他県の状況や地方財
		理の(1)~(4)を報告書に掲載す		政に精通した方々の意見も参考
		べき。		としながら、研究。
		(3) 歳計現金については、意見書第4の		C 0,2%, 19, 191910
		4歳計現金及び県債現在高の状況に加		
		えて、歳計現金の月別の歳入と歳出の		
		残高推移を一覧表で掲載すべき。		
		(4) 一般会計、特別会計の「債務負担行		
		為」の月別残高推移を一覧表で掲載す		
		べき。		
		(5)各部が所管し、委託事業を行う県の		
		外郭団体についても効果的な委託事業		
		となっているかなど審査できるように		
		すべき。		
		以上を踏まえて、議会と執行部で、例え		
		ば「新しい主要施策の成果に関する報告書		
		策定研究会」を立上げて、決算認定あたり		
		議会と執行部がより綿密な質疑が期待でき		
		る報告書の改訂に取り組むこと。		

5	信号機の新設について	信号機の新設数については、信号機の設	○国設置基準を満たす信号機の新設数の	_
		1 11 2 11 2 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1		
	(財政課)	置要望数に対し大変少ない状況であること	増加	
	※警察本部でも対応	から、硬直的な予算枠については見直し、	(R4:25 基→R5:36 基 +11 基)	
		できる限り新設数を増やすように努めるこ		
		と。		
		また、県民の安心安全を守るため、信号機		
		の設置は大変重要であることから、ランニ	[参考] ()は一財	
		ングコストも含めて十分な予算措置をする	R4 当初:144,954 千円(54 千円)	
		こと。	R5 当初:208,000 千円(100 千円)	
6	予算編成について	物価高騰により予算の自然増が見込まれ	令和5年度当初予算では、物価高騰や	
	(財政課)	るが、真に必要な事業については十分な予	予算の執行状況等を踏まえ、所要額を計上	
		算措置をすべきであり、一律に既定予算内	した。	
		に抑えるような予算編成は慎むこと。		